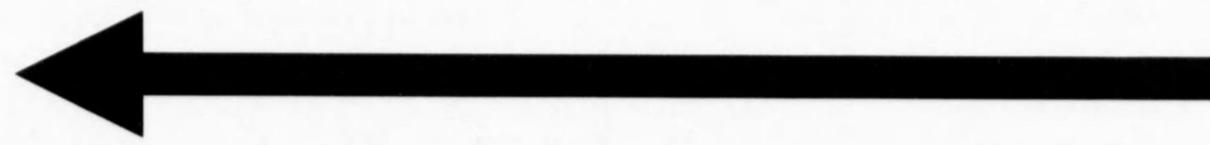


64-259
1200501278131

64
259



始





採

襍

錄

第

一



64-259

採襍錄 第一

例言

一、本書は明治廿九年史談會に於て採集せし史籍の一部にして侯爵細川家編輯員たりし高原淳次郎氏の提出に係る、素何人の手に成れるものなるやを詳にせずと雖も肥後藩人の手記せるものなる事は推測するに難からず、本書は主として文久より元治年間に至る國事に關係ある勅書を初め達書、建白書、意見書、尺牘、風説書、落書、詩歌等多方面の文書を収録せるを以て朝威の伸張、幕權の陵遲、諸藩の擡頭等時勢の變革を知るに有力

例言

一



なる史料なるのみならず肥後藩の國事周旋に關しては普通の文書記録等に漏れたる幾多貴重なる史料を提供せるものなり。

一、本書は素より系統的に編纂せられたるものにあらず得るに従ひ隨時集録せられたるものなるを以て文書の配列錯雜を免れざるも姑く原體裁に従ひ敢て變改を加へず、但年月日等を逸せる文書に對しては編者に於て年次を註記して讀者の參考に供せり。

一、本書の校正等は總へて史談會作製の寫本に據れり、今回之れを上梓するに當り上下兩卷に分ち上卷には主として文久年間の文書を收め下卷には多く元治年間

の文書を載たり。

一、本書刊行に方り特に本會の爲めに其上梓を許諾せられたる東京帝國大學史料編纂所の好意を深謝す。

昭和六年九月

日本史籍協會

日本史綱目

日本史綱目 卷之六 文久二年十月十日

探襍錄 第一

目次

卷一

- 一 攘夷決定勅詔之事 二通 文久二年十月 一頁
- 二 御親兵之儀勅命之事 文久二年十月十二日 二頁
- 三 我少將熊本藩主細川慶順君へ勅命之事 文久二年十月 三頁
- 四 傳奏坊城大納言より所司代牧野備前守へ示之事 文久二年十月 四頁
- 五 長門藩主獻策之事 文久二年十月五日 四頁
- 六 因幡藩主(池田慶徳)へ勅命之事 四通 文久二年十月 六頁
- 七 宇和島藩主(伊達宗徳)へ勅命の事 文久二年十月 八頁
- 八 筑前藩主(黒田齊溥)へ勅命の事 三通 附御請書之事 文久二年十月 九頁

- 九 津藩主(藤堂高猷)へ勅命の事 文久二年十月廿九日 一〇
- 一〇 後醍醐天皇之陵鳴動之事 附山陵鳴動之例 文久二年十月十八日 一〇
- 一一 勅命御遵奉少將之君(熊本藩主細川慶順)御上京之處先良之助之君(藩主弟)御上京の儀藩命の事 文久二年十月廿七日 一一
- 一二 長門藩使者土屋某(矢之助)贈吾藩士尺牘之事 文久二年十月廿八日 一二
- 附長岡(米田)家臣書翰之事
- 一三 吾藩(熊本)執政より長門藩家老へ返牒の事 文久二年十月廿七日 一四
- 一四 或人(熊本藩士)江戸客中より手簡之事 文久二年十月八日 一五
- 一五 阿波人中島永吉話 文久二年十月頃 二一
- 一六 彦根藩士加藤某(吉太夫)等幕府へ嘆願書之事 文久二年十一月 二五
- 附同藩澁谷某書翰之事
- 一七 國老米田氏(長岡是豪)登京之儀朝命之事 文久二年十月廿九日 三一
- 一八 長門藩士來原氏(良藏)祭之事 文久二年十一月 三二

- 一九 勅使(姉小路公知)御東下幕府御請并布告之文長門諸公之草案之事 文久二年十一月 三三
- 二〇 吉井忠助書翰 「薩藩士本田彌右衛門等宛」 文久二年十月廿九日 三五

卷 一

- 一 備前藩士彦根外聞之書翰 文久二年十一月廿日 三七
- 二 長門藩益田某(彈正)我藩(熊本)執政へ手簡之事 文久二年十一月七日 三八
- 三 後醍醐天皇陵鳴動に付勅命の事 文久二年十一月十三日 三九
- 四 和宮女王御稱呼之儀に付幕命之事 文久二年十一月十二日 四〇
- 五 筑前久留米藩有志禁錮赦免之旨關白殿下被命之事 「黒田齊博・有馬慶頼宛」 文久二年十一月廿一日 四〇
- 六 宮部増實・轟木寛胤耳目集之事 文久二年十一月 四一
- 七 攘夷之勅詔征夷將軍遵奉之事 附御親兵之目次 三

- 勅命同復奏之事 文久二年十二月五日 五二
- 八 攘夷之勅命征夷府より列藩へ布告之事 文久二年十二月 五四
- 九 宮部増實佐々木直介・山田信道攝海日記之事 文久二年十二月 五五
- 一〇 我少將(熊本藩主細川慶順)御奏議之事 文久三年三月廿八日 七一
- 附幕府へ御建言之事
- 一一 塙次郎伏誅之事 文久二年十二月廿一日 七八

卷三

- 一 詩歌文集 七九
- 二 吉田寅次郎より越藩士へ贈りし尺牘 嘉永六年頃カ 九九
- 三 吉田寅次郎より郷里知友へ贈りし尺牘 安政元年三、四月 一〇〇
- 四 詩歌數件 一〇二
- 五 祭吉田大人(寅次郎)命祝詞 一〇六

- 六 常陸の女上書之事 一〇七
- 七 吉田先生(寅次郎)之事附故郷え之書翰 安政六年九月 一一〇
- 八 詩歌數件 一一二
- 九 奉安藤對州閣下外國奉行堀織部正遺書之事 文久二年十二月 一一三
- 一〇 詩文二件 一一五

卷四

- 一 大橋正順の妻菊池氏日記之事 文久二年二月——閏八月 一二七
- 二 時世詠歌拾集之事 一二九
- 三 又次漫士編撰之事 文久二年正月十五日 一三五
- 四 培覆論 文久二年正月二日 一四五

卷五

- 一 轟木寛胤書簡之寫 元治元年四月十八日 一五一
- 二 轟木寛胤獄中上疏 元治元年四月 一五五

卷六

- 一 因幡藩主源(池田)慶徳朝臣上表之事 元治元年正月十日 一七九
- 二 府中藩主京禁歌幕命之事 元治元年二月十九日 一八四
- 三 或人(天野安國)就縛之時書付て家に遣る歌之事 元治元年二月五日 一八四
- 四 幕府沙汰之事 元治元年二月中旬 一八五
- 五 宸翰勅諭之事附江戶右大臣奉命之事 元治元年正月 一八六
- 六 將軍請書之件 元治元年二月カ 一八九
- 七 水井(精一)山本(誠一郎)二士に關する件 元治元年二月廿六日 一九一
- 八 長門高橋某(利兵衛)殺身遺書之事 元治元年三月十日 一九三
- 九 龍野藩主(脇坂安斐)征夷府へ建議の事 元治元年三月 一九七

- 一〇 中原景況の事 元治元年一二月 一九八
- 一一 六卿長門國に在て陳情并奏議之事 元治元年正月 二〇〇
- 一二 加賀藩(前田齊泰)國中布告之事 元治元年正月十五日 二〇二
- 一三 水戸武田某(正生)小川館之徒に與へし尺牘之事 元治元年正月廿四日 二〇三
- 一四 世上流布勅諭と云ふものゝ事 元治元年正月廿一日 二〇五
- 一五 島津三郎藩士共へ諭書之事 元治元年二月 二〇六

卷七

- 一 大樹(公右)府御拜任之事附參内等の事 元治元年二月 二〇九
- 二 中外問對に付 之優柔醜夷之傲慢可觀事 元治元年二月 二一〇
- 三 幕吏勝某(麟太郎)等長崎へ下向之事 元治元年二月 二一六
- 四 長州征討の幕命に付我澄(熊本藩世子)良(同藩主弟)御建白之事 元治元年二月 二一六

五 或人(山田信道)從囿園中送妻手簡之事 元治元年二月十一日 二一九

六 筑前侍從慶贊福岡藩世子幕府へ建議之事 二二四

七 松平肥後守參議辭退先祖正之朝臣へ御贈官願文之事元治元年二月 二二七

八 森井某(惣四郎)江戸府下時勢報知手簡之事 元治元年二月廿六日 二二八

九 上方中國風說抄省書之事 元治元年二月 二三一

一〇 尾張慶恕(德川)卿奏議之事 元治元年三月 二三二

一一 在長門國紳縉家御詠歌之事附真木和泉守等咏歌之事 元治元年 二三三

一二 長門藩主毛利敬親奏議之事 元治元年三月 二三五

一三 紀伊藩主德川茂承征夷府へ建議之事三篇 元治元年三月 二三八

一四 備前藩主池田茂政幕府へ建議之事 元治元年三月 二四二

一五 柳川藩主立花鑑寛歸國之議幕府へ書達之事 元治元年三月 二四七

一六 因幡藩臣土井謙藏策問之事 元治元年三月 二四七

一七 米澤藩主(上杉齊憲)假領之民心糺明候様幕府へ願書之事 元治元年三月 二四九

一八 大洲藩主(加藤泰秋)幕府へ建議之事 元治元年三月 二五〇

一九 澄之助之君(熊本藩世子)へ自天朝御賜之事 元治元年三月廿四日 二五三
附從幕府御刀御拜領之事

卷八

一 斬奸趣意書 豐原邦之助 文久二年 二五五

二 安藤對馬守より届書之事 文久二年正月十五日 二六〇

三 在關東人來狀 文久二年正月十五日 二六二

四 小河一敏祝詞の件 文久二年正月廿八日 二六四

五 山田十郎上書の件 文久二年三月 二六六

六 小坂(秋月)翁上書艸案 文久二年四月九日 二七四

- 七 熊本藩廳より達等の件 文久二年三月 二七六
- 八 米田三淵兩家へ投文之寫 文久二年四月十六日 二七八
- 九 風説書之件 文久二年四月十八日 二七九
- 一〇 宸筆にて公卿方へ御下けに相成候趣意 二八五
- 一一 長井雅樂於京師申立候書附 文久二年三月カ 二九一

卷九

- 一 長州侯(毛利敬親)上疏 文久二年二月 三〇三
- 二 長州侯(毛利敬親)再建白 文久二年五月 三〇八
- 三 薩州より陽明家(關白近衛忠熙)を以建白 文久元年十一月 三一
- 四 長州御處置の趣書付 文久二年三月頃カ 三一八
- 五 薩州侯(島津茂久)内々御家中へ御示之書付 文久二年三月 三二〇
- 六 和泉様(島津三郎)被仰出之書付 文久二年三月 三二一

- 七 京都市中評判之趣同町人書取 文久二年四月—六月 三二四
- 八 薩州江戸御留守居(西筑右衛門)より届之書付 文久二年四月廿五日 三三一
- 九 京都御所司代(酒井忠義)書付 文久二年四月十日 三三二
- 一〇 大阪詰藤井某(熊本藩士)來狀之内 文久二年五月二日 三三四
- 一一 薩州大阪御屋敷御家中(熊本藩)にて聞取書 文久二年五月朔日 三三五
- 一二 井口訓導(呈助)江戸より來書 文久二年五月五日 三三九
- 一三 主水様(永井主水正)御直命聞取 文久二年五月十一日 三四七
- 一四 五月十五日新清二位長谷三位岩倉中將之外書記御用掛 三四九
- 一同連署建白書 文久二年五月十五日

卷十

- 一 長州侯(毛利敬親)於京師邸家中面々へ被諭候直書 文久二年七月 三五一

二	長州侯(毛利敬親)於京都邸中其藩中へ爲讀知	文久二年七月廿四日	三五二
三	京地風聞書	文久二年七月廿一日	三五二
四	藤堂家(津藩主藤堂高猷)上書	文久二年五月廿日	三六一
五	土州藩人大阪より同藩への文通	文久二年四月	三六七
六	井上(呈助)來狀	文久二年六・七月初日	三七一
七	大久保一藏詩之事		三七八
八	一條家より内達に關する件	文久二年七月	三七九
九	姫路侯(酒井正績)言上書	文久二年六月	三八二
一〇	石山家より通知の件	文久二年七月三日	三八三
一一	島田氏(左近)梟首の件	文久二年七月廿三日	三八四
一二	本間氏(精一郎)同上	文久二年閏八月廿一日	三八八
一三	宇郷氏(玄蕃)同上	文久二年閏八月廿三日	三八九
一四	京都より來信の件	文久二年閏八月	三九〇

一五	京都の近況	文久二年八月	三九一
一六	堀小太郎(伊地知貞馨)御咎之件	文久二年八月三日	三九二
一七	京都近況の件	文久二年八月	三九三
一八	朝廷より被仰出書	文久二年閏八月十五日	三九五
一九	京畿動靜	文久二年八月	三九六
二〇	生麥事變に關する件	文久二年八月廿六日	三九七
二一	石部驛斬賊(京都町興)之事	文久二年九月廿三日	四〇〇
二二	中山殿へ長州家兩人御呼出にて御渡之書付	文久二年閏八月廿七日	四〇一

卷十一

一	地下官人(村井政禮等)上書	文久二年九月	四〇三
二	御沙汰書の件	文久二年四月七日	四〇六
三	老中より傳奏へ文通の件	文久二年八月七日	四〇七

四	有馬家に關する文通の件	文久二年八月	四〇九
五	學習院に於て長州侯へ仰含の件	文久二年八月	四一〇
六	幕達數件	文久二年四月—八月	四一四
七	老中より所司代への文通	文久二年五月廿六日	四二二
八	同上	文久二年五月二十日	四二三
九	幕達等數件	文久二年閏八月	四二五
一〇	上意の件	文久二年閏八月	四三三
一一	上杉家(米澤藩主)より諸家へ廻達	文久二年閏八月廿二日	四三四
一二	幕達數件	文久二年閏八月	四三五
一三	目明文吉の件	文久二年閏八月	四四六
一四	道中御奉行届書	文久二年閏八月	四四七
一五	竹田侯(中川久昭)御直書	文久二年十月	四四八
一六	筑前藩平野次郎歌の事	文久二年	四五一

一七	府中御觸命の事	文久二年九月二十日	四五二
一八	幕府達書	文久二年九月二十日	四五三
一九	土藩士(谷守部等)持參三條卿(實美)より直書の事	文久二年閏八月頃	四五四
二〇	英人打果に付再達書	文久二年閏八月廿九日	四五八
二一	勅意被仰之御書	文久二年閏八月十五日	四五九

目次終り

探襍錄第一

探襍錄卷一 (原題 探襍錄壬戌冬 雜部 貳ノ甲)

自十月 至十二月

一 攘夷決定 勅詔之事二通

攘夷之念先年來至今日不絕日夜患之於柳營追々變革施新政欲慰候畢朕意怡悅不斜然舉天下於無攘夷一定人心難至一致乎且恐人心不一致異亂起於邦內早決攘夷布告于大小名如其策略者武臣之職掌速盡衆議定良策可拒絕醜夷是 朕意也 十月

攘夷之儀先年來之 勅慮至今更御變動不被爲在候於柳營追々變革新政施行 勅旨遵奉相成候條々不斜 勅感被爲在候然處天下之人民攘夷一定無之候否は人心一致にも難至且 國亂之程も如何と被惱 勅慮候間於柳營

彌攘夷決定有之速大名へ布告有之候様被 思召候尤策略之次第は武將之職掌に候間早速盡衆議候 至當之公論に決定有之醜夷拒絕之期限をも被議奏 聞候様 御沙汰候事 十月

二 御親兵之儀 勅命之事

今般攘夷之儀決定有之天下へ布告にも相成候上外夷何時海岸劫掠し 畿内へ闖入之程も難測候間 禁闕之御守衛嚴重被 仰付度 思食候然處海内は夫々防禦向も有之海岸に引離候諸藩は救援之手當等有之候事に付邊鄙より畿内へ警衛差出居候 是は自然不行届之筋も可出來且闔國之兵備手薄に相成國力之疲弊にも可至歟に候間京師守護之儀は 御親兵とも可稱警衛之人數を不被爲置候 是は實以 宸襟をも不被安候間諸藩より身材強幹忠勇氣節之徒を令撰擧時勢に隨ひ

舊典を御斟酌に相成御親兵を被爲置候に付 是は武器食糧等准之候間是又諸藩へ被 仰付石高相應貢獻致候様被遊度候 但是等之儀は制度に相渡候事に付於關東取調諸藩へ傳達有之候様被 仰出候最即今之急務に候間早速評定有之候様 御沙汰被爲在候事 十月 以上三通十月十二日征夷府へ之 勅宣也 勅使三條實美卿姉小路公知朝臣翌十三日御發輿御下向候事

三 我少將之君へ 勅命之事

越中守先達 御内沙汰之儀御請 御満足に思召候其節先不及上京御時宜に付其由申入候處其後三條中納言より掛合之儀有之今般以 勅使攘夷之事被 仰出候に付 是は諸藩へ漏聞難計 帝都非常之御備無之 是は 御不安心之儀に付御備之儀關東へ被 仰出候右等之御時節に付上

京 朝廷輔翼之儀斡旋有之候様更内々 御沙汰之事 十月
右以一條公被 仰下

四 傳奏坊城大納言より所司代牧野備前守へ示之事

是迄傳奏御役被 仰付候節誓狀有之候今度御改革彌 公武御一和に就
は誓狀にも及間敷候間已後可被停止 御沙汰に候右之趣老中方へよろし
く可申入旨關白殿被命候仍申入候事

十月 日俊克

牧野備前守殿

五 長門藩主獻策之事

今度 勅使御下向攘夷之儀被 仰出候於關東御遵奉有之候上は外夷何時
西海を動し南海を掠め北陸東海に跋扈し殊に 畿内に亂入致候も難計既
戊午四月三日

神意并京都御警衛之儀被 聞召度段被 仰出候儀も有之誠以平常之如御
手薄に不は不相叶候然上は海内は夫々防禦向も有之海岸に引離候事に付
邊鄙より 畿内御警衛自然不自由も出來可仕候恐多も京都は
神器之所在

列聖山陵之所在に候得は早速 御親兵とも申へき人數御置不相成候は
實以 宸襟御安被爲遊候儀則無覺束奉恐察候往昔は大伴佐伯を以内兵と
なし又武勇之者を撰ひ内舍人と被爲成且六衛之 御禁衛御嚴重に被 仰
付等之儀有之候事に付古今御洞觀時勢に隨ひ御舊典を御斟酌被爲有 御
親兵之儀急度關東へ被 仰下候は諸藩より身材強幹忠勇氣節之徒を令撰
舉其上往昔兵部に試練被 仰出候如く於

朝廷御精選被遊度奉存候右銳兵被爲置候に付は武器食糧は准之候間是又關東へ被 仰出候は諸藩より石高相應貢獻仕候様被遊度は等之儀尤制度に渡り候事共委曲之儀關東へ被 仰付天下之公論を以早速取調諸藩へ傳達有之候様被 仰出候儀今日之御急務と乍恐奉存候以上 十月 右十月五日被上候由

六 因幡藩主へ 勅命之事 四通

蠻夷渡來已後 皇國之人心不和を生し當時不容易形勢に至深被惱 宸襟候に付 皇國之御爲は勿論公武猶々御榮久候様去五月關東へ 勅使被差下被 仰出候旨趣有之候處於大樹家も去七月朔日 叡旨御請被申上御満足之御事に付追々制度改革之旨 叡威に候猶又 叡念彌以速に被行候様被遊度被 思召候既水戸故前中納言忠節卓越たるによつて被追贈從二位

大納言候折柄相模守儀も實父之事故右遺志を繼爲 國家抽丹誠周還之儀御内々御依頼被遊度 御沙汰候事 十月十日_下 今度以 勅使攘夷之事被 仰出候に付は諸蠻へ漏聞も難計 帝都非常之御備無之候は御不安心之儀に付御備之儀關東へ被 仰出候右等之御時節幸通行に付暫滯京可有之候様被遊度 思召候事 十月 攘夷之儀被 仰遣候 勅使不日着府 叡旨委細申達且談判等可有之就は速に遵奉之儀とは 思召候得共彼是異論等難計候間相模守にも出府候は程能大樹へ相談周旋可有之思召候事 十月十日_下 於關東周旋之儀は諸事馳走所へ行向 勅使と面談有之候様 御沙汰之事爲京都御警衛可然家來人數等可殘置被 仰下候事 十月

七 宇和島藩主へ 勅命之事

蠻夷渡來已後 皇國人心不和を生し當時不容易形勢に至深被惱 宸襟候に付 皇國之御爲は勿論 公武猶々御榮久候様去五月關東へ 勅使被差下被 仰出候趣有之於大樹家も去七月朔日 叡旨御請被申上御満足之御事に候追々制度改革之旨 叡感に候猶又 叡念彌以速に被行候様被遊度 思召候將今般以 勅使攘夷之事被 仰出候に付諸蠻へ漏聞も難計 帝都非常之御備無之候は御不安心之儀に付御備之儀關東へ被 仰出候得共猶又於遠江守も防禦之心得方有之度 思召候父伊豫守には先年以來殊に國忠丹誠之趣兼る達 叡聞候上京も有之正論被聞召候は、可爲御満足 御沙汰候事 十月 右關白殿下より御達

八 筑前藩主へ 勅命之事 三通 附御請書之事

今般以 勅使攘夷之事被 仰出候に付 帝都非常之御備無之候は 御不安心之儀に付御備之義同關東へ被 仰出候右等之御時節幸通行に付暫滞在可有之候様被遊度 思召候事

十月十八日下

攘夷之儀被 仰遣候 勅使不日着府 叡旨委細申達談判可有之就は速に遵奉之儀とは 思召候得とも彼是異論も難計美濃守にも出府周旋可有之 思召候事 十月廿五日下

爲 帝都御守衛家來人數等殘置可被仰下候事 十月 爲 帝都御守衛家來人數可殘置被 仰下候段以御別紙御達之趣奉畏候且又此節は差急出府被 仰付候に付參 内は不被 仰付候此後上京仕候節は參 内被 仰付に可可有之旨御口達之趣奉承知難有仕合奉存候以上

十月廿六日

松平美濃守留守居

藪 幸三郎

九 津藩主へ 勅命之事

今度以 勅使攘夷之儀被 仰出候に付 亦は蠻夷へ洩聞も難計於藤堂家兼
亦御警衛も被申付候儀故此比上京防禦之心得方等も被 聞食度候此段被
仰出候事 十月
右十月廿九日關白殿下より御達

一〇 後醍醐天皇之陵鳴動之事附 山陵鳴動之例之事
吉野塔之尾山如意輪寺境内御座候

後醍醐帝御陵十月十八日朝五時比より翌曉七時比迄も鳴動仕則 御陵前
に御座候石鳥居形戸開付并左右之瑞籬十本石花打倒相損申候云々
山陵鳴動例續日本紀十三
楯列山陵鳴動其聲如雷 神功后皇
村上山陵頻鳴動天元二年六月廿八日
深草山陵鳴康平六年五月廿九日 仁明天皇
譽田天皇御陵震動放光治曆二年五月廿五日
天智天皇山陵鳴動寶治三年六月廿八日

一一 勅命御遵奉 少將之君御上京之處先 良之助之
君御上京之儀藩命之事

攘夷之儀累年 叡念不被爲絶今度以勅使關東へ被 仰遣候 御趣意有之

太守様へも其旨御心得 叡慮徹底候様御周還猶又報國盡忠可被遊御勵旨
内々 御沙汰之趣一條様より御直書到來に付早々可被遊御出京處彼是御
手間被爲取候間先良之助殿被遊御差登 太守様へは御用意被爲濟次第被
遊御發駕旨被 仰出候

十月廿七日

一二 長門藩使者土屋某贈吾藩士尺牘之事 附贈長岡田米

家臣書翰之事

排天下之大難不易解天下之大紛尤難今夫亂者斬是固氣盛勇有餘者事至于
天地事物之變往來紛錯膠輻相纏於無窮之際者非彼俊傑安能辨之哉長門土
屋根

事勢切迫に差懸候故不顧唐突啓上仕候今晚破約攘夷之 御沙汰被降候に

付るは最早不及遲疑 太守様御上京之儀は勿論御事に候得共實形之場合
に於て日數彼是之御用捨も有之急速御上京と申わけには參兼可申哉何分
切迫之事勢毫も御緩怠に相成候は乍恐 國家安危之境在今日と奉存候
御家様之儒は宗藩有數之御名族殊に御先公様之義聲天下に耀赫し于今其
餘風相貫御遺志御紹述之由承及候故宗藩御安危之境は御家様に於て其關
係不容易之御事に奉存候かゝる切迫之場合明然刮目之御處置無之は宗
藩御先公様へ御忠孝之筋不被爲立のみならず天下仰慕之志士へ被對如何
御諭解可被遊哉差當り要着之御手段は當時 良公子御明英に被爲在過日
轉法輪家御内書 公子御上京御沙汰に相成候由京師表に内々承及候故
御家様より斷然御願出に相成御家御一手之勢御引卒被成 公子御保助に
あ二三日中に御發駕御上京に相成候様今日至要之御良籌歟と奉存候當時
御免役中強て御願出と申候儀は定格に於て支障筋も有之たと申者も可有
之候得共非常之節に當り非常之英斷を爲にあらされは英雄豪傑之處置と

は被申間敷候若緩々舊習に泥み逗撓不遣ときは大機會を誤るのみならず却る無窮之大禍を醸し候儀候必然たる事に候薩州公も不日御出駕之由御城下御通行之節御藩よりは一兵一馬之御出方も無之なと、外方之指斥に相成ては如何にも口惜次第ならずや最早此節京師にては諸侯伯及諸大夫夥敷出張之事と奉存候故一樣尋常之舊習を抛ち御獨斷を以御上京御願出に相成 良公子御保助に直様御發駕被爲在候は、御城下御出發の日期乃忠孝顯明之萌芽 國家磐石之基本故一切之庸論に不泥斷然御專任可被成様伏る奉希上候前條失敬之儀奉恐入候得共切迫之時勢不忍默止敢る獻狂言候宜様御披露可被下候以上 十月廿八日土屋矢之助拜

一三 吾藩執政より長門藩家老へ返牒之事

御札致拜見候各様彌御堅固被成御勤珍重存候然者先達る越中守様へ 御

所向より 御内沙汰被爲在御請をも被仰上候付る正親町三條様より御書取を以御内沙汰被爲在候由に大膳大夫様仰之趣委細被仰越右に付る京都表之事情をも爲御知態と土屋矢之助殿被差越演述之趣共具に致承知早速越中守様へ申上御別書も差上候處御懇厚之段深忝次第思召候御面目之御事に御座候得共不容易儀御當惑之御事に御座候此節御弟長岡良之助様御差登越中守様へは御用意濟次第御上京被成筈に御座候間猶委細之義は矢之助殿より御聞取被下度候此段及御報旨被仰付候長々御滯京各様にも御配意之程致深察候恐惶謹言

十月廿七日 長岡佐渡有吉將監小笠原備前署

毛利筑前様益田彈正様

一四 或人江戸客中より手簡之事

一當表は益新政御主張之勢に有之水府加笏其外御譜代且儒生安井山田吉野か説には御頓着無之既先日當時參府に相成居候諸大名一同御暇賜り彌以御英決と相見重疊可賀事に御座候然に加州杯は右之通兎哉角と俗論有之哉に風聞仕候處如何打變候哉既一昨々日御住居一同御息女達に至迄御引拂に相成案外神速成事共に御座候仙臺は當五日其他逐一は覺不申候得共既に御引拂有之候侯伯歷々として不暇屈指此勢に候得は來月中には必定無殘引拂相濟可申被察申候然に此節之新政は成程富國強兵之御英策に有是迄悠悠々無斷因循姑息之弊風一時振興之勢に相成誠に可賀事に候得共 叡慮遵奉之大根本たる攘夷之筋一向相見不申のみならず内輪益御親睦之様に相見候得は御決意之處は如何可有御座哉と天下有志之士は大に危疑を懷き安堵不仕候に付頗攘夷之端を御示被遊候有は如何可有御座哉と之儀長州桂列より越前之方へ論駁仕候由其砌之事にや越前公桂を御召出に有被仰候は人たるものは決心致さざれば誠

不立誠立されは萬事皆虛偽なりと被仰候由に御座候此御一言を玩味致候得は彌以攘夷に御決心有之候事と被察申候

一長笏は桂列被登庸候後は上下共義論一統いたし誠に々々可羨事に御座候是と申も畢竟は時勢之所令然とも可申候得共大に吉田輩是迄正義を以士氣作興致置候功勞も亦不寡と竊に相考申事に御座候依有今日吉田在らば此風雲之會に乘し如何計か驥足も展び可申と頻に懷舊之情を催候事に御座候桂周布杯は吉田之門生に有吉田よりは餘程才力も劣可申候得共當時諸藩應接役に有言聽れ謀行れ實に風雲の勢とも可申諸藩交接之士絡繹無絶時門前成市程に御座候

一長笏は右之通人材舉り國論一和尊 皇攘夷之大義相立候得共御國杯は于今御國是相定候御模様も拜聽不仕實に對諸藩無面目次第に御座候御國杯は實に諸藩より稱譽致候通深山大澤に有桂周布之如き人物には遙に超過致候人才も不寡候得共如何せん艸野之間に棄捐被致候有は不被

登用誠に々々口惜事に御座候近來御國之御内情を諸藩よりも最早窺知候者と相見大に御評判不宜肥後之藩士は正義之黨へは入れ不申偶入れ候事も始終隔心有之打明不申譬は諸藩有志之面々打寄時勢之談抔有之席へ參候得は其談話忽相止み話頭相變候位に有之誠に々々耻ケ敷事共に御座候依之世間へは一切面出しも致間敷と存候得共左様致候は頓斗耳目相塞り候に付不得已諸方奔走は仕候得共何となく隔心有之様に寸計不面目事共に御座候

一先達るは此方様へ一條様より之御使に

御内勅有之候由右に付は御國論如何相決候哉乍恐御家之榮辱隆替は此時と奉存候事に御座候右 御内勅有之候後土易之藩士兩人主命を蒙り共に

天朝之御爲周旋仕度との趣に御國へ參候由又長州よりも土屋矢之助と申者右同様之趣を以理解に參候由如何成首尾に爲有之哉大に案勞

仕居候夏之比は右土屋同趣に備前之方へ遊説仕候處備前之方は首尾大に相調たる由に御座候

一今度又々 勅使御下向之由如何成御用筋と申儀駈とは承不申候得共此節は屹度攘夷之事を關東へ被 仰下候筈之由御座候此度之 勅使は轉法輪三條卿副使姉小路御兩卿に附添は土州侯に被 命候由 勅使は來る十二日京師御發興土易侯は其前日發途之由に御座候御兩卿共いまに二十五内外之御方に候得共餘程御英明に被爲在就中副使姉小路卿は御傑出之由長州之藩士久坂玄瑞抔は大に嘆服壯居候由に御座候何様此勢に候得は夷賊塵盡之期も不遠事に相成

天朝之大御威稜を世界萬國に可耀時節到來仕候事に候得は片時も安閑として可過時無之返す々々も御國抔些大夢之覺候様御處置は有之間敷哉不堪杞憂之至候然に米田家初魚住家抔彼始末に相成候上は先暫手之附先は無之と申物に實に御國之不幸に御座候當時薩長土邊り之論

は最早今日に至候は中々一身一力而已にては果敢取不申とても全國を負荷し尊攘不仕候は大事難相立候に付各一國々々に力を盡し全國勤王之志に引立候様周旋仕海内和協 神州一團之正氣に相成候様相働候外有之間敷との趣に薩長土杯は孳々として其氣勢に相成居申候御國杯も何卒御同様有之度懇禱仕居候

一先日は於京師九條家初久我岩倉千種富小路少將局衛門内侍五男二女洛中居住には首領難有之勢に有之願之上何れも申合洛外へ隱遁之由餘り愉快成事共に御座候

一一橋侯御上京當月五日之筈に候處御延引相成いつ比と申儀一向相分不申風に承候得は一橋侯も戊午以來些俗説御染被成攘夷之筋に於て頗御拘泥も被爲在候哉に承り誠に可嘆事共に御座候其上此節之新政を破壊せんと相謀居候姦徒種々手を盡し二公之御間を離間いたし候者不寡いまた御若氣之至歟夫等之處やゝもすれは御動搖被遊且左右に良弼無之

一故か些事情にも疎く被爲在候共承實以不安事共に御座候

會津侯上京有之候様被 仰出近々發途之由に御座候右に付會津侯より幕府へ被申立候には今度 天朝より被爲 召候は決る餘之儀には有之間敷必定攘夷之事を被 仰出には相違有之間敷然る時は如何御答申上候も可然哉兼御決意之處奉伺居不申は折角上京仕候詮も無之甚奉恐入候儀に付とくと御決定之處拜聽之上上京仕度との趣被伺候由之處如何被仰出候哉相分不申候得共とふか當十五日發途有之筈之由に付如何様とか御決意被仰出候事とは被察申候以上

十月八日發十一月上旬達本藩

一五 阿波人中島永吉話

昨日阿州人中島惠^吉へ參種々談話之中に先日井伊掃部頭高拾萬石被召上候

御辭令之御文言は至極至當之御儀に上もなき勸懲之御處置に有之候處
久世安藤二家はいまた人意に不満様に覺候との趣咄に付夫は如何なる事
に候哉何も井伊家に阿諛いたし候よりの事に萬事之罪は井伊家に有之
事に付井伊家に比候得は久世安藤二家之罪軽く相聞候に付先井伊様のみ
を如是被仰付候ものと一通り相考居候處子細にても有之候歟と相尋候處
咄に先年ホルトカル并にイスハニヤ罷越申出候には自國は往昔御交通も
致居候因み有之候然るに故もなきアメリカ杯へは開港被仰付候も自國は
左も無之候もは宇内に面目を失ひ申候事に此度は是非英佛同様和親被
仰付被下候様若此儀も彼是と御申譯に難相叶候は、不得止軍艦差向可
申との事に付久世安藤二家大恐怖に相成返答之見込も付兼候間其比江戸
在留之アメリカ通辨官キエルスケン赤羽根にて被誅候奴に相談有之候處是又見込
無之由に御斷申出候に付彌恐怖を被重初定約之節和親致候上は其外之
國より如何様之難題申懸候とも如何にも理解可仕若不聞入節は戰爭にも

可及との請合も有之候間此節柄宜敷所置致吳候様再應頼に付通辨官も左
迄被仰聞候を理解不仕之見込を以御斷可申も不本意に候間先金二十萬兩
被下候は、其を兩方に分遣し如何様とも相談可仕見申との事に付其は直
に御渡し有之候處其策略は到頭行れ不申猶通辨官申出候は兩國申分は此
節之儀宇内に國辱を取候事故金銀に御相談難出來段申向候故閣老方
彌増顔色を失ひ猶通辨官へ處置振等相談有之候得共見込無之事とて及御
斷申候處折入て再三御頼談に相成候間通辨官申候には左あらは一策無に
あらず候得共此儀はあまり之事に言出しも憚り多く又申出候も御聞
濟には相成間敷と度々申張兩閣老よりは何卒其策を是非とも申聞せくれ
候様御頼に付左様之儀ならは見込可申上此度は重大之事ゆゑ一通りに
は御斷も相成間敷候間先何事もアメリカへ御隨從に相成新アメリカと國
號御改被成將軍始御役々連印之御書付御渡有之候は、無事之御申譯出來
仕自國よりも彌以張込斷切可申と申候得は兩閣老も流石夫には仰天に相

成其事は何分出来不申と返答に相成候處通辨官は却る大に致立腹右は度々御斷申候得共何分御頼被成との事に付前條之御相談にも及申候然るに此事を御聞捨に相成候は一旦申出候末空言のみに相成如何にも結局付不申此御談判に至ては一圓不得其意此上は兩國申合自國よりも軍艦差向不申は難相成と詰懸られ終に御處置筋御取失彼是御申分も有之將軍家御印とは御取計出来兼候間先假に久世安藤若年寄酒井亮_{右京}三家御連印手形出来御渡に相成候處跡に外國奉行堀織部正此儀を聞出大に驚愕致し兩閣老等へ大激論有之候へは兩閣老冷笑に實に安民之大政さへ相立候は、國號杯之稱呼は何にても宜くはなきか左様なる狭少之論は非急務と一切採用無之候故無致方斷然と引取に相成此舉之顛末を委細書面にし、たゝめ同役と子息に残し置割腹に相成候を一人之同役亦聞付直様早馬に、る夷館へ驅付前條之御證書今少し書加可申事あり依て暫返し候様申向候處早くも其意を悟り返し不申候間既に討果可申氣燄相懸り候に恐れ遂に

返し候を直に引裂き、後歸府に相成候由右に付通辨夷は赤羽根邊に、被誅又東禪寺之一件并安藤家を恨候にも堀家之浪人加り居申候由右等之姦謀點計を以て見候得は此度塾居壹萬石被召上候位にては人意は嫌り不申事共に有之候噫

一六 彦根藩士加藤某幕府へ嘆願書之事附同藩澁谷某書翰之事

以書附御嘆願奉申上候

井伊掃部頭儀此度京都御守衛御免且又領地之内蒲生神崎二郡御用に付上知被仰渡誠以家中一同驚入候事に御座候就、は右様被仰付候子細柄且御嘆願之筋等重役共段々申出候得共公命之儀は艱易に不拘決、違背仕間敷旨先祖直孝之遺言も有之且此御變革之折柄右様被仰付候儀は深き御子細も可有之と奉存候得は決、動搖仕候儀不相成段種々理解申聞拙者共申立

候事一切取上不申候元來掃部頭儀は御譜代席中過分之大祿を頂戴仕京都
近に被指置候儀も權現様深き思召被爲在御深密之御用被仰付候儀に付二
百年來非常之節は人數操出し方手配等兼用意罷在候事にも士分之者は
百石以下之小祿たりとも馬を飼せ足輕小者に至迄京都に日着仕候者なら
では召抱不申候規則相定置候も全右御用蒙り居候譯柄に御座候且安政度
御守衛一廉手厚可仕様被仰出候に付夫々人數差出し置御所司代御指圖次
第何等之御用筋にも急度相勤へき心得に罷在候處卒爾御免に相成候子
細柄何共相分り不申候且又二郡上知之儀も彼地方續き仙臺領郡山領其外
一國之儀にも無之掃部頭領内に限候得は是又御用柄一切相分り不申候當
掃部頭儀は幼年なから一昨年格別之上意を以遺領無相違被下置其後も毎
々御懇之上意を蒙當年は御大禮之上使も相勤官位昇進被仰付候折柄前件
御守衛御免二郡上知之儀は全先掃部頭在職中不都合之次第柄有之候故之
儀も可有之然るに先掃部頭在職中勤向之儀は家來共へは重役を初申談候

事一切無之摠て御公役方等評議之上夫々台命相伺取計候趣にも在職中彼
是諫言仕候家來共之候へは公邊之儀は歴々御役方萬事御評議之上御處
置被爲在候事故決る其方之案思に不及旨申聞候且公方様より誠忠之二大
字御直筆にも賜り申候猶又一昨年三月三日登城之折柄狼籍者に逢不慮之
怪我致候節も上使として御若年寄御側御用人等御差向被下置天下之動搖
に相成候もは以之外之儀に付一藩中難忍候を忍候様にと御懇之御内沙汰
被下置其後も毎々御懇之上意を蒙り候へは重役共右之御趣意堅相守且國
守外様と違候家柄に候得は弊藩より天下之騷動を醸し候もは如何にも不
相濟段堅申聞候に付君臣之大義を忘れ腰拔共之世評を承り傳候得共是迄
決る妄舉不仕辛抱罷在候儀深く上意を重し奉り候故之義に御座候其後も
前條申上候次第にも幼年之主人へ出格之思召を以遺領も直様被下置上使
御用官位昇進等被仰付誠以難有上意之段深く拜戴仕一紗彌増上意を重し
罷在候儀に御座候然處今日幼少之掃部頭へ右様存外之事共被仰付候儀は

先掃部頭在職中之御咎にも可有御座哉と被存愚昧之拙者等一統承服不仕候若又一藩上下腰拔者に御守衛向等無覺束思召候儀に候は、一昨年來台命を重し深く愼罷在候事は一統心得違仕居候義に候哉若又當夏薩長二藩京都へ罷出候已後御守衛向不都合にも被思食候は、只今迄御指揮無御座候は如何之儀に御座候哉若又御守衛向不行届に、輦下騒動いたし候儀を御咎被仰渡候儀に御座候は、其騒動いたさせ候者共は如何御處置可被遊候哉右等不分明之儀に存外之事共被仰渡候様相見候に付有志之者共申合重役共へ段々嘆願之筋申出候得共前件之通唯台命之重きと先祖直孝之遺言を堅く相守一切取上不申候に付拙者共一統存意相違仕候より無據國元立去不願恐御役場へ罷出歎願奉申上候抑六七年來夷人渡來に付天下之議論種々相立候得共打拂之儀は權現様以來之御定に、日本武士之無異議所に御座候然處一旦交易御許容に相成候事は於公邊も深き思召被爲在一時應變之御處置に、行々は御定法通り打拂可被仰出旨も兼承知罷

在是迄にも天晴御用向相勤可申と武事相勵罷在候處先掃部頭逝去被致候後奸臣長野主膳宇津木六之允等重役木俣清左衛門廣原助右衛門誑カキ兎角柔佞諂諛之言を相用忠直武勇之士氣を挫き専ら太平を唱ひ追々國害を醸し候に付有志之者憤激之餘り其罪を訴出當八月下旬四人之者を黜罪被申付候右仕置後國政一新武備充實專一に相心得居候處於公邊も大變革被爲在彌攘夷之御親政被仰出候折柄と奉伺候に付一藩殊更奮興仕如何様御用筋にても急度相勤是迄腰拔之世評を一洗仕權現様以來之大恩を報ひ奉り直孝之遺忠を續天晴公邊之柱石と復古可仕一統勇立罷在候處存外之被仰付に一藩上下落膽泣血仕候次第に御座候實以弊藩之儀は二百年來格別之上意を蒙り格別之大祿を戴格別之御用筋相勤申居候處俄に家格被召上土地被召上候へは從茲國氣衰弱士心沮喪仕遂には御用筋難相勤相成候は權現様以來之格別之思召被下置候御深意も消失可仕哉嘆々敷次第に奉存候唇亡れは齒寒く又股を刳る腹に充る之譬も御座候得は拙者共願出候存意

決る公命を拒み候義には無御座厚く公儀を奉重候心得に御座候弊藩重役共前條理解而已申居候は有志之者共承服不仕行々一藩之騷動にも可及と甚以心配仕候に付則拙者共兩人御嘆願申出候何卒愚昧之微臣深く御賢察被下置御憐愍之御沙汰被仰出被下置候様偏奉願上候

痛哭三年恨有餘、君臣大義果何如、一刃是筆血是墨、爲寫公家冤白書、寢てまよひ起ては猶もまよぬ世よ死ぬをり外はみち罷るべき程

文久二壬戌十一月

加藤吉太夫

岡村吉之允

去月十六日弊藩中加藤吉太夫と申仁出奔江戸表へ罷越當月七日御月番井上河内守様御内玄關へ罷出歎願書差出自殺仕候處誤る不備宋管卒倒は仕候得共直様御役人衆取押厚く御介抱被成下願書は御取上に相成翌八日弊邸に御渡に相成候由昨十二日夜飛脚着仕候右願書寫備電覽候是て弊藩之變革荒増相分候間御評伺度奉存候一同行の岡村某は道中に死す候由此

前九人同志之者其後出奔右之趣意願立之積に候由相分り次第可申上候一弊藩之意風聞他邦に種々相立候由籠城謀反杯は無跡空説口惜次第に御座候

一七 國老米田氏登京之儀 朝命之事

細川越中守上京之事先達を被仰出候處同家老長岡監物彼亡父當監物共國忠盡力之趣兼る達 叡聞候間越中守一同登京猶又丹誠有之候様被遊度若越中守發足後に候は、自跡引續上京可有之御内々 御沙汰之事 十月廿九日 右關白殿下より桃園御殿へ御達に相成候

一八 長門藩士來原氏祭之事

有備館稽古人數より來る十二日來原良藏祭儀仕度段申出被聞召届祭儀料として白銀十枚賜之當日有備館講堂之中央に松水來原君良藏神位と申掛物をかけ前に新菰を敷大之八足卓木白二脚を並列鏡餅神酒洗米時食栗昆布掛鳥掛鯛奠之迎神之式祭文山縣牛讀之波多野畢吾神拜神酒頂戴之第一番浦鞆負根來上總清水美作名代家來一人右美作所勞に付爲名代備中高松に吾殉死之者子孫引離井上小豊後

右懷中より白紙包之香を出し高香爐に薰之拜畢吾座を退き又拜之

公儀人兩人非番御小姓中 御用方并御周旋御用掛其外役人中有備館稽古

人數役人衆以下御陸士退有志之者陪臣明良敦之助坂上忠助

此外有志之者

右道神畢吾摠人數講堂へ四行様列敷紙肴大折二ツに積之掛鳥掛鯛徹之煮熟衆人に頒之酒酣にして神靈之舊作

詔書屢下

宸憂頻率土何人非王臣時無楠公與諸葛觀望各自護一身草莽微臣某未死睥睨東風吹胡塵

此詩を一同に再三吟之神意を慰む畢吾退去

右祭事中俄に烈風雷雨祭畢吾天氣渙散寔に天神も感應有之たるやと其夜燈火硯水に老涙を和して記之

一九 勅使再御東下幕府御請并布告之文長門諸公之草案之事

以下三通は

勅諭於幕府御奉行之次第試に愚考仕見候段 勅使へ被仰達書面を以被入御熟覽各別御異論無之に付容堂公へ御相談春岳公へも内々御廻し相成格別御氣付無之由に吾容堂公より被成御達候に付近々之内表通り幕

府へ差出に相成候筈に候

一先年來之

叡慮猶此度被 仰出候

勅諭之御旨謹々遵奉仕列藩へも及布告候策略期限等巨細之儀は衆議決定來春二月中上洛之節御窺可申上候事 右御請

一此度

叡慮之御旨遵奉攘夷之儀及決定候條於列藩も屹と可相心得候依之は攘夷之策略期限等衆議を盡し候様との

御旨に付各至當之公論承度候條來正月中を限り氣付筋申出置二月に至り上洛之節各可有上京候左候は、策略期限等奉伺

叡慮致一定其旨可申渡候事 右布告

一攘夷之策略期限等來春二月中上洛御窺可申上候萬一同月中上洛難仕都合も出來候は、後見總裁職を以右策略期限等具に言上可申候事

二〇 吉井忠助書翰

各賢御揃御奉職奉遙賀候御姫様方今日御發駕被遊頓首安心御同慶奉存候
高崎廿六日夕着御地之模様委細承申候誠に御盛之御事一言も無御座候即
越土は拜謁成行申上候處別々御悦之由

勅使今日御着館昨夜品川御旅館へ御機嫌伺として參上拜謁被申候閣老松
平豊前守上使として同處迄御出迎將軍家より御菓子被遣春岳公も同處迄
御出迎爲天下大慶之至御座候營中此間より議論紛々には大混雜一橋公を
初閣老以下愚論越は態と御引入容堂公一人には必死を以御論破一旦は愈
御請不仕筋に相決居候處此上は力不及此方徳川家之厚恩二百餘年來蒙居
候得共君臣之大義には難替に付去可申と大目付岡部駿河守と申者へ散々
御論破岡部見苦敷目に逢退出其儘引入一橋も三日計引入既に庶堂兩立之

勢に候處廿六日に至終に愚論之徒屈服致春岳公も七ツ時分より俄に登城
一橋公も登營是迄之儀別々御後悔と申事に今懸念も無之様に奉存候
然し内情は何共難計此くらいにひとく突當り不申候は又候守返候義も可
有之に付幸因州も東下之由に御座候に付途中迄御出懸越土之合體寸切臭
氣打拔候様申込請合に御座候奉迎之義は偏に土候之盡力に誠誠に氣味能
次第に御座候
將軍家痲疹之由暫
勅使御對顔も六ヶ敷候半先近之形勢如此御座候尙隨分能風光に御座候追
々可申上候恐惶謹言

十月廿九日

吉井忠助

本田彌右衛門様 高崎佐太郎様 北條右門様

探襍錄卷一

一 備前藩士彦根外聞之書翰

此度從公儀被仰出候次第荒増聞取左之通
父掃部頭在職中權威を以政事取計候に付父掃部頭存命に有之候は、嚴敷
御成敗も可有之處格別之思召を以拾萬石御召上被仰付候段奉畏候御請申
上身分伺御座候處公私慎被仰付候旨諸家中不殘并寺院共町屋迄戸しめ慎
遠慮誠に以藩中大變に御門は不殘外側之柵門迄戸をしめ誠に以恐入候
次第何共難申町家之者歎敷存候故五十日計と内説承申候御召上地何方を
差上候義伺に相成候様子承申候私儀即刻罷上可申候處外に秘密用御座候
間引續登 京可仕候以上 十一月廿日巳刻 (文久二年)

二 長門藩益田某より 我藩執政へ手簡之事

一筆致啓達候寒氣之節各様彌御堅勝可被成御座珍重存候然者先達之越中
守様へ 御所向より 御沙汰被爲在候由に付御上京可被遊奉察上候就
は住江甚兵衛殿魚住源次兵衛殿列今般御上京御供に被召連候は、御所
向之御都合別之宜敷可被爲在存罷在候此邊之儀は素より御疎無之事に御
座候得共實は一昨五日御用御座候に付中山大納言殿へ罷出候處前段之趣
拙者々申越候様には相成間敷哉と被仰聞候差出ケ間敷如何に可被思召甚
以心痛罷在候得共此内尊藩へ弊藩より御應復之事 御所向より 御沙汰
被爲在候御行懸りも有之事に付致御斷も不都合に被相考猶兼て御因柄之
義當時勢旁不顧嫌疑次第に御座候間大膳大夫様へ御内々申上爲御合得御
意候様に御座候此段不惡御汲取被成下度所希に御座候時下折角貴體御自
重肝要存候恐々謹言 十一月七日

肥後御家老衆中

益田 彈正

右十一月八日發京同十八日到着長藩飛脚と稱し野村和作吉田榮太郎兩人
より差出時に住江氏宮部は本月三日爲上京發足其餘同志中一列魚住氏等
大略 良之助之君に從隨し上京として本月十三日發途なれば直様其由返
簡有之候由 (文久二年)

三 後醍醐天皇陵鳴動に付 勅命之事

後醍醐天皇御陵自去月十八日辰刻比到十九日曉鳴動石鳥居瑞籬石花立等
顛倒破損之旨則及言上候處希代之儀深 思召候和三郎奉行之儀に候間早
々參向取計書面之通如元形修復可有之勿論之儀に候得共深謹慎に之修復
可有之 御沙汰候事 十一月十三日 (文久二年)

四 和宮女王御稱呼之儀に付幕命之事

御臺様御事 御所向に於は 和宮様と被稱御當地に於は 御臺様と奉稱候處御當地にても以來 和宮様と可奉稱旨被仰出候 十一月十二日(文久二年)

五 筑前久留米二藩有志禁錮赦免之旨 關白殿下被命之事

有馬中務大輔
黒田美濃守

其藩國事に係り幽閉禁錮之者多分有之候趣に候元來赤心報國發起之事故 早々赦免可有候事

十一月廿一日 (文久二年)

六 宮部増實轟木寛胤耳目集之事

勅使

一十月十三日 勅使三條中納言様副使姉小路少將様關東御下向之御趣意 且御下着後之處は雜記と日載とに相見候間此に略す

岡

一先達關東より御奉書到來御役儀被仰付候趣に付御着坂に相成候處薩州 藤井良節鶴木孫兵衛長州より桂小五郎佐々木男也土州より手島八助乾 作七都合六人議奏衆より内命を奉し夜中謁見申入候處御不例に於御逢 不被成旨に付右之面々より今日是迄御出被遊候程之御病症に候へは兩 三日中には御快復も可被爲在夫迄此御座に御待可申段申入候處漸く御 逢に相成候間御東下之儀并に 朝廷より被遊御褒賞候小川列如何之罪狀に於御譴責を蒙候哉と奉伺候

處御東下は於關東御役儀被仰付候旨に付御參府之筈小河一列は無據譯
に於罪狀申付候との事に付右譯合御尋申候處唯々無據と計幾度も御申
聞是は家來之者へ可相尋段御申聞に於御退座に付御家來某へ右之次第
相尋申候へ共矢張無據譯と迄申出候故夫に於は御申譯難相立全く違
勅之筋に御當り可被成と議論及數刻候へ共決着不致候に付右之始末歸
京可申達と三藩士申向候處暫相留め座を立暫くして國侯出座大に悟悔
いたされ候趣に於是迄の次第重疊奉恐入候間三藩士より唯々御詫申上
吳候様御頼に相成候へ共右は國侯御出京に相成御直に御斷可被仰上儀
とはね切り申候由に付御出京に相成漸御斷濟には相成候由初青門様右
京師へは御立寄に不相成直に御東下之由達御聽大に被遊御奮怒處置可
有之關白以下へ被申聞旨被仰聞候響に於押之罷通候は、悉く打取可申
と伏見へ薩州より百人計長州より五六十人計大津へ薩長より合之八十
人計伊賀越へ薩長土久留米より合之百人計武器用意出張いたし候由宮

へ御聞被成荒打に相成候は難叶故急き押留候様被仰聞候へ共思切た
る者とも中々聞入候模様無之候に付其中之頭分五六輩呼來候様左候得
は直に御談論可被遊と彼是御心配被遊候御内御斷に相成候彌以悔悟之
段申來候間其事は治候由然處右之通御出京御斷に相成候段聞届右人數
は京へ引取候由依之國侯出京に相成重疊被恐入候に付御赦宥被仰付候
由近日彌増悔悟之段被申出此儘滯京盡力仕度段願出に相成候に付三藩
へ存付御問下有之候處薩論は江戸へ御差下しに相成候様有之儀との趣
長論は一と先歸國いたし御國元に於黜陟賞罰等有之國政一新之上改之
出京有之候は、至當之儀との趣に相聞候處朝議は一旦出府有之其上歸
國に於尚又出京可被仰出哉當時江戸へ御取遣に相成居候由いまた御滯
京に相成居候事

筑前

一國侯先々月御出府と申儀に於京師御立寄之處御時節柄暫御滯京之旨十

月十八日蒙 仰候處 勅使御東下異論差起候も難爲計
叡慮に同月廿五日出府被 仰付候尤京都御守衛には可然御家來人數
等被殘置候様との儀も被仰付候此節は被差急御出府候に付參内は不被
仰付此後上京之節參内被仰出に可有之旨十月廿六日之比御出立に相
成候由に御座候事右件々之御書付在別紙
右御着京早々之事に候歎此節御家老立花彈正を被召連此ものは於國元
正義を以國忠を盡候趣にも無之哉に相聞將又國中正論之族譴責を受居
候由如何之次第に候哉と堂上より御尋に相成候處如何御申譯有之候哉
其段不承候へ共右御家老は御當地より追返に相成罪戾を受居候者は早
々御赦宥に可相成候段被申上候由之事

因州

一今般御出府之節於伏見十月十四日御沙汰有之候趣に曰水戸故中納言殿
御忠節卓越たるに依る御贈官に相成候折柄國侯には御實父之事故右遺

志被繼爲國家抽丹誠周旋之儀内々御依頼被遊候御内沙汰在別紙被爲在
候に付早々御出府之趣に御上京に相成候處當時柄に付暫滯京被仰付
有之候内十一月四五日之比御參内或堂上方に御詠歌

玉の緒およしたへぬとも一とまゝよ我大君の勅捧まむ

當時於關東 勅誼御請之儀種々御懸念之儀も有之且一橋卿には御兄弟
之儀此節御引込も如何と御懸念に御東下御内願に相成候處被聞召届
十月廿日 勅誼在別紙有之於關東異論難計依る國侯早々出府に程能
大樹公も御相談周旋可有之との義に付翌廿一日より御東下に相成候由
然處一橋卿御果斷之御説も無之御引入之處容堂公其外御心配に 勅
使御著前日に至御出勤には相成候へとも猶又十一月十八日より御引入
此節は御後見御斷にも可相成との趣に國侯御心痛に相成居候由

久留米

一十月十三日江戸より御歸國に御出京十一月十日比參内同廿四日御歸

國に相成候由御退京之節は如何成故に候哉廿三日夜半俄に出立に相成候由御出立之事御家中之面々も多不存候由御滯京中御舉動不分明之事も爲有之由に而物議にわたり候趣も相聞候

長州

一十一月十一二日之比長州久阪玄瑞列十五人關東之御所置兎角因循に而勅意御遵奉攘夷之一事相立兼候を憤り一同申合夷館打破り首の十計を取り幕役之者へ投擲可申と勃起致候に付段々御止留相成候處素り思切たる者ともにて亡命にをよひ走向候間長門守様御走騎に而御追懸種々御示諭漸々御連歸に相成候由此時土州より見舞之御使者參居候處に而周布政之助申候には玄瑞等の所置穴勝に非とすへからす關東之御處置餘りに御因循に而如此之變も暴起致せり只今之様に因循に相成候は、我々とても此暴發は可致容堂様へも餘りに御因循と實は風諫之意に而申候由之處土人不悟周布政之助容堂様を罵り玄瑞等を贊助すと引受大

に腹を立此由容堂様へ申上候處君耻かしめらる時は臣死すと承る自身の覺悟可有之と被仰付候由に而此者とも政之助を討果しに參り候得共居合不申其事不遂其後段々六ヶ敷相成今以治り不申候由

阿波

一御内勅之趣に付阿波守様江戸より新井與一助を以淡路守様へ御妄動無之様被仰遣候由之處與一助京都に來時體考察仕候御猶豫有之時節に而無之候間國元に不罷下夫より直に引返其趣申上候由夫に付淡路守様今十一月七日御上京に相成る

肥前

一十一月廿六日御着京直に眞如堂へ御留宿嚴重に番所に立他藩人私之應對一切制禁何か譯有之歟之趣寂然たる御様子に付如何成御處置有之歟と人々怪異仕候同廿八日藤堂公より御出京且御滯留之御趣意被相伺諸事無御腹臆御相談被成度由御直書參る朝之内之由之處其日返事無之翌

廿九日には藤堂侯御出可被成由之處其朝御病に御逢相成兼候段御返事參る夫に付御出無之翌晦日には藤堂侯京御出立に御歸國藤堂侯御咄に肥前へは兼御心易追々御國家之事も御咄合被成候に付此節御自身より御手紙參り候得は必御心事も被明候半と思召候處意外所置難御心得何様御國元より御往復可被成候との事

一長州侯へは當前之御使者參候由今二日參内迄に未だ時勢之御相談も無之由

備前

一土肥典膳番頭祿四千石此人備前第一勤王之人物度々上言申立等も有之候由六月初より大坂御陣屋に詰十一月二日京師之御模様を承り乍病中組人數を引連出京す家來野呂久左衛門岡本太郎兩人夏之比より爲探索上京爲致置申候

一御家老戸倉彈正様一萬石餘十一月始上京大目附伊藤佐兵衛同斷景山良

藏周旋役昨冬より出京仕居候由

一君候には御病に御上京無御座當時京仕居候もの右に就は色々苦心仕居候趣依水戸侯御舍弟民部大輔様御養子最早御願濟に相成

尾州

一先達を長州より手入之末に候歟近來竹腰兵部少輔蟄居田宮列再出御側御用人生駒頼母祿四千石御家老代に十一月廿日比出京著後外出も不致候由所存相分兼申候

土州

一勅意雜記に相見當時此御地には他邦應對役平井收次郎殘る外々之面々は何も御供に東下深尾丹波と申家老十一月廿一二日比國元より上京此人は正議之由此人動候へは國も動候由丹波咄に若黨二三人に諸藩之有志尋問可仕之趣然處同廿七八日比急に東下何御用か不相分其弟相殘居諸藩へ交る

津

一御内勅を受候在別紙御上京之由に候處是迄通之表裏之御姿は餘程御眷念と相見先達而來爲探索家來御差出被置候は一條様御内古田藏人と申者伊勢齋宮之稅唱罷在候折柄此者と段々談合勿論藤堂家之方にも初より此説は起居候由會筑前之浪人結城一郎先年國元にも月方列一同罪戻に罷居候者に有之候處如何にも仕候る月方列之罪戻を解候半と思案之内幸藤堂候へは親しき御因も有之此節御上京之事に付御頼申上んと思居候中此齋宮之儀一條家に起る一郎も久敷齋宮之事は申立居候由旁々に有出京仕居候者とも一郎同道石部の驛迄御迎として罷出候處齋宮之事心配之段御懇意之御意給物等有之候由十一月廿一日京著翌日廿三日一郎御召出に有段々昨日御内分之勅許有之候間明日には表立可被仰出候との趣御咄薩州村山才助此日此趣初承り内輪に有種々論破致す同廿七日晝より因州留守居周旋役安達清一郎土州他邦應接役平井

收次郎筑浪人結城一郎被召出色々御談合等有之候由夜に入長州御側御用人前田孫左衛門御召に相成候得共病中に有御斷申上同周旋役佐々木男也罷出候處遅刻にをよひ候に付其時分は御次に有右三人は御馳走頂戴致居候由尤直に召出に有丁寧之御意畢齋宮之事は宜敷様との御挨拶振有之候由翌廿八日晚又々前田佐々木平井結城被召出響應被仰付膳之上に有金子五百疋宛給之結城役人へ心を附候處反物に改め給之候由其節之御咄に今朝肥前へ此節之上京如何成合に有候歟今日は參り申候段申遣候得共今に返事も遣不申肥前儀は兼心易致候人に有往復も度々致し候に素り文筆は達者返事等延引いたし候事は更に無之人に候處此節に限り返事不仕は不審との趣被仰候に付四人一同申上候には左様之思召に被爲在候は、明後卅日御下國には被爲在候得共肥前候之御儀はいづれも奉懸念居候間何卒明廿九日彼方御本陣迄御出浮被下午恐爲天下御論談被下候様と頻に申上候處至有御憤激之體に有御受合に相成

候由以下之事は肥前之件に記之

- 一 藤堂侯より御内 勅振御咄に當時不容易折柄に付 神宮別る御大切海岸筋等警衛無手拔致候様右之趣に候得は 神宮之人ともへは社人丈之警衛現實に出來候様御申付可被成御國中是に准候様可被成との由
- 一 御歸國之節御咄に齋周旋被仰付此儀申立候段
- 一 叡感思召候との趣一條様へは 叡感不斜との趣

宇和島

- 一 國侯江戸より御歸國懸け上京に相成候處 勅諭に候哉不相分御隱居伊豫守戊午年阿州土州御一同先年已來殊に國忠丹誠之趣兼達
- 一 叡聞候上京も有之正論被聞召候は、可爲御満足御沙汰全文在別册被爲在候に付御歸國に相成候又大御隱居春山様七十歳餘勤王正義之御方之由

七 攘夷之 勅詔征夷將軍遵奉之事附 御親兵之

勅命同復奏之事

勅書謹而拜見仕候 勅諭之趣奉畏候策略之儀は

御委任被成下候條盡衆議上京之上委細可奉申上候誠惶謹言

文久二壬戌年十二月五日

臣家 茂花押

今度被 仰出候攘夷之 叡慮天下へ布告仕候に付るは 御親兵之儀 御沙汰之趣奉承候就るは家茂征夷之重任に膺り且右近衛大將をも兼任仕候上は御守衛之儀は職掌に候間乍不肖堅固に御守衛等之手配可仕尙不足にも被爲 思召候は、諸藩より召登も可仕候得共一體外夷を攘候には 皇國全地警衛肝要に付列藩之儀は國力を爲養九州は誰々奥羽は誰々と申如く藩邸之任を專に爲仕候は、可然哉と奉存候仰願くは此旨被爲 聞召分

候様仕度奉存候猶明春早々上京之上警衛之方略具に奏 聞を可奉經候恐
惶謹言 十二月

八 攘夷之 勅命征夷府より列藩へ布告之事

此度攘夷之儀 勅書之通被 仰出候に付は銘々之策略被爲 開度被
思召候間見込巨細相認來二月御上洛前迄に早々可被差出候依ては 御國
内之人心一致に無之候は難相成儀に付兼も申達置候得共尙此上別
入念武備嚴重相整候様可被心掛候尤委細之儀は衆議之上 叡慮御伺に相
成候間方今無謀之所行無之様銘々家來下々へも屹度可被申付置候事

十二月 (文久二年)

九 宮部鼎藏增實佐々木淳次郎直介山田十郎信道

攝海日記之事

壬戌十二月十七日晴本月十二日學習院に於て議奏衆より我藩と列國十一
藩へ

命を下されしは異賊攝海へ闖入せんも難圖由近日頻に風聞せり然れば海
邊并に内地の警備嚴整なるや否や各藩の見込を言上すへきとの事なり依
て伏見古城邊の形勢淀川淀城八幡山崎近傍の要害安治川木津川神崎川等
の注海處岸和田住吉兵庫尼ヶ崎の海灣等地形探索の命あり時已に未の上
刻なり官府に稟白の事など彼是の事件に手間を取て夜戌の下刻南禪寺を
出立先書肆に行て畿内南邊の地圖及び測量器磁石等の物品を購んとて三
條四條の街頭に行しに市肆皆寝たり三條街の逆旅に投宿す十八日晴早朝
街頭に出て用物を購京南左邊山下の衢路を見んとて大佛三十三間堂の前
を過二寺境内廣地勢稍高し兵を屯するに東福寺門前を南行す此寺尾州侯

の所儲と云伏見稻荷社の祠官羽倉伯耆守なる者あり曾て其名を開行て古城の形勢を問んとせしに道を行過て不逢古城二の丸の下三軒屋善兵衛と云者あり城山の郷導を能すと聞彼家に行て尋しに善兵衛伏見奉行の下吏に從て山上に役使す依て登臨を果さす故に竊に間道より二の丸跡に登り地勢を略觀するに京師を中央にして東は比叡の山脉南走し降て此地に止り北は鞍馬愛宕の連山亦連綴南走して米上山天王山に至り此地を距こと二里相對して稍窄まり西走して攝丹の山となる

桓武天皇の詔に山背山河襟帶自然成城夫改山背國曰山城國と實に天然の地勢一國金城の形をなせり而て此地と天王山の間本城南面の大門關にして守衛最嚴ならずんは有へからす昔特豐大關此に城を築て

王室を翼戴せられしも地勢大に所を得たりと謂へし唯今日最高處に登り極目形勢を不盡を恨み他日の再探を待のみ下りて宇治川の西堤を南行す左は大河にして右は沼なり沼幅員廣所は十町以上なるへし一里にして淀

の小橋を渡り稻葉侯の城邊を一觀す城は宇治木津二大河の落合に據て險とす防河の一藩屏たるへし大橋の上を舟渡し河を右にし下ること一里至八幡謁

石清水神社々は正南面高陽の地なり東南遠眺するに指掌了々たり薄暮山下に投宿す

十九日晴早朝神厩を過八幡山を左にして北に匝ること三四丁橋本に至る此地北山崎天王山と陽河相對し山城攝津の咽喉要扼の地なり故に近年因州侯に命せられ守備を設らる里の入口に番所あり里の南邊に陣屋あり杭木に松平因幡守拜領陣屋地と記せり營後に山あり登臨するに東北の間は京師伏見の地方北西の間は天王山左右の連山西南淀河下流の形勢一目瞭然の地なり即ち方位を考へ遠近を量り概略を圖し畢りて淀河を渡る橋本の渡と云川幅百間餘川を離るゝこと四町許にして離宮八幡の社山下に在山を弓手にして圖る事四町餘にして天王山の一の華表あり坂路屈曲大に

險なり上ること四町二の華表あり松田與左衛門戰死の處と云又上ること四町牛頭天王の祠に至る祠守の老僧に逢僧茶を煮て明智合戦の事を談す俚談の中亦可聞ものあり祠上に明智陣屋跡と云傳る平坦の地ありと云行て觀又高岡に上る前に橋本の山上より望みし地方は固より目中に湊合し加之山城大和河内和泉紀伊の諸山遠近連綿し八幡の山全形を眼下に呈露す又方位遠近を目撃し略圖をしたゞむ豊大閣明智光秀を一戦に討亡されしは實に天祐け人與するの義兵なれば未戦して勝算顯然たることなから此山の争地を得て如何にも無造作に勝を得られしは固より論なし今や戎虜の警戒嚴にせずんはあるへからざる時なれば前に謂る如く伏城と相對して南面の大門關にして攝州より北上する兵は必此間に湊合すへし然るに其兵や坂城の大藩鎮を壓倒せされは來らす若來らは鋒先太た銳ならんたとへ數萬の大軍勢ひに乗して突入すと雖此の關門は寸兵も越し免す是非慶し盡さすんは有へからざる樞要無二の地なれば必勝の籌策預め不可

議定也岡上より未の方にあたり二十町許に岬有山勢斗出の地にて觀察せずんはあるへからすとて山を下り寶寺の前を過南行して櫻井村に至る路傍楠樹の下に楠大明神の小祠あり盥漱拜謁す村外路側に大さ二圍半強の老松あり子別れの松と云傳ふ懷古の情彷徨不忍去行こと半里許にして山勢斗出の地に至る神南村と云田夫を備して郷導とし峻小坂を上る事三丁餘山頭に至る亦四望濶然候望烽燧を可置地也亦方位を圖す又南行淀河に沿て下る半里にして日暮半里にして大塚に至り舟渡す川幅二百八十間至平潟驛自驛至大坂五里河の兩傍皆平行の地にして守防の要地に非す可觀ものなし故に夜半舟を備して河を下る天明前大坂三軒屋に到着す廿日晴先浪華城を見んとて天満口より入追手前を過玉造口に至る此處に御城付與力高橋鐵藏と云人あり曾て其名を聞く因て過訪す鐵藏近日有故謝客其親佐次右衛門に逢近況の形勢を聞に一橋侯并に小笠原侯不日に登坂一橋侯は西本願寺に留宿せられ模様にて依て上京小笠原侯は直に上京と

の趣江戸より注進ありしと云又中川山長が製する大湊一覽と云地圖を出し示す善圖也探索に益あり依て山長へ就て圖を覓んとて紹介添書を乞即辭去て城の後郭内より青屋口の刎橋前を通り北に匝り鳴野口京橋々追手先迄一周歴觀す高壘深池の制法則森然固より間然なし城地を大觀するに北は京師を擁護し長く淀の大河を帯ひ東西に河内和泉紀伊攝津の山河をつきはさみ南淡路阿波を門關とし中に大江を抱へ船舶輻輳の一都會所謂四通八達之地也大藩鎮を置四方に號令指揮すへき要區也周防町中川山長が家に至り大湊一覽圖を覓む山長往年紀劬加田浦苦ヶ島に遊摸寫せし畫を出し目撃の地勢を談す亦可聞ものあり又街頭に出數書鋪に就て近畿諸國の地圖を購る安治川に沿下る安治川四丁目に因劬の陣屋あり又下りて天保山に至り川口の形勢を一覽し方位を圖す近十年浚河の事ありと雖淤沙たまりて船舶の出入に便ならずと云木津川筋は是より深しと云山下に因劬の兵器置所あり大體攝泉の沿海總て平沙の遠淺にして天保山の沖は

二十丁の内外ならては異賊の大艦を寄ること不能併し賊上陸せんと欲せば必バツテイラを可用なれば高岸礁壁の險なきに依て沿海數十里の地皆賊衝ならざるはなし故に礮臺を設くるの地にあらず賊小舟を用ひは我運轉輕便の小礮を以て擊碎すへし必竟賊勢に依て汀渚の際に利を爭ふ事は下策の極にて足利尊氏西上の時官軍兵庫の汀にて防戦利を失し覆轍に倣へからず又防海の術は防河の法に異ならず防河の法孫子既に千古不易の規則を揭示して曰欲戦者無附水而迎客視生處高と是に反する則は古昔宇治勢多等の戦一度も勝を得さりし如くならむ般鑿昭々たり萬一不虞の事あらは能主容の勢を較量し地形の利を推窮し陰陽の宜を時制し我奇正を整正し彼か虚實を洞察し機變の妙用を施すへし守邊の要務潛心考究せずんは有へからず日巳に暮山下の賣茶店に投宿波を枕にして臥す
廿一日晴堤上の曉霜を踏て海邊を一觀し尻無川を越南行するに天王寺の大伽藍二十丁許弓手に屹然たり即木津川を渡り今宮村を過行て登臨す此

地坂城の正午に當り相距る事一里許城より直南に岸あり住吉に亘る古歌に所謂住吉の岸是也東面は地勢漸く下りて城後を廻る寺は岸上高阜に在加之五重伽藍高く聳たれば候望の爲に設けたるか如し東南には生駒くらかり十三峠志貴ふた子葛城金剛の諸嶺近くは三四里遠くは七八里に連綿し内に河内和泉の數郡を包む小勢南に極れば則紀伊の加田岬也岬前に地ノ島苦ケ島沖ノ島海中に並列す乃攝海の咽喉要扼の地也海備を嚴にせんと欲せば先此海門を固守すへし若不能則是賊の要衝は岸和田以北堺の左右なるへし故に此兩所最嚴備を設けすんは有へからす若不能は賊天保山左右の地より市街を亂妨放火するの勢を張反りて此寺邊高阜の地より坂城玉造口に押寄んも計へからす又阪城は押への大軍を置て河内の地を山に添長く驅て宇治の地方より伏見の要地に突入せんも亦不可計故に坂城を根據として此地には智勇の良將大軍を將て出張せすして不叶の地なり古昔楠公夫子屢出られ戰勝を得られしも地勢の利を得玉へは也又東照公

の茶臼山の營も此傍に在古人兵を用る皆地利を大助とする所以亦可觀也塔を下り南行一里住吉社に至る境内海汀に臨む快濶の地松樹蒼鬱亦以て兵を屯すへし但し天王寺の備より先陣を出置へき地也又大和川の橋を越南行一里堺庄に至る亦大港也南北庄合て長さ廿四丁東西八丁許戸數三萬口數十二三萬港口の陂塘二つ長さ百餘間港内我大船を泊するに足る港上柳川侯の礮臺あり五年前より港口を守ると云此港近傍高陽の地なし偶市外に丘阜あり行て觀んとす途にして仁德帝の陵なる事を聞走り拜んとす日已に暮暗黒不可行遙拜して逆旅に歸り宿す

廿二日晴煖和可喜此日海上より攝芴の海汀木津安治神崎川等注海の形勢を探觀し兵庫に赴かんと欲し拂曉舟を備ひ港口を出朝霞暖々の中に加田岬外の島々彷彿として並列す往て不觀を恨む亦再探を期す海汀を右にし概略一觀するに平沙遠淺前に謂るか如し舟行十里兵庫港に至る和田岬に

出形勢を歴観するに此地攝西斗出の處にして西上の船必寄るへく争ふべきの地也尊氏か海陸の賊軍此地に湊合して官軍利を失ひし覆轍最不可不警戒也然て此近傍形勝の地なし唯北嶺の摩耶山白旗の古城のみ屈竟の要害なるへし道を湊川に取楠公の墓に謁し行こと二里寺内村に至る村より左折し山に登る事十八町半腹に至る日晚る計りに山頭に達すること不能と閻魔堂下茶店に宿す

廿三日晴晨起山に登る坂路羊腸崎嶇峻特に甚し一丁毎に石を建第十一石に老松二株あり赤松圓心か旗懸の松と云俯て四望すへし又上る事七石山門を過觀音閣に至る境内南北五十間許東西十六七間廣狹不一境下に六坊を置山頭に水あり今以て城とすへし閣前より眺望するに淡路以内の海灣目前に瞭々として掌を指か如し若兵を用る事有は此山を本城とし兵を山下に屯し山上より敵の舉動を見定め相圖約束を定め山谷の形勢に頼て聚散出沒の奇兵を用るに便なるへし而して兵庫の軍此城の指揮にて隨進

退すへし指南針を出し方位を定め沿海の大海を模寫し又閣後より上る事四五丁絶巔に至り山後の間道を探る右下すれば有馬に至り左下すれば山田に至る山田は十三ヶ村有と云山奥の一郷なるよし前坂を下り閻魔堂より左折し八幡村を過住吉に出街道也西宮を經武庫川を渡り毘陽驛にて日暮る茅舎に宿す自摩耶至毘陽行程五里半強

廿四日晴曉發稻川を渡り瀬川今在家を過直南に坂城あり此を距る事四里郡山芥川を經る先日天王山に登る山後の形勢未だ盡さるる所あり大閣道と云山路有と聞謂ふに山中の間道にして昔時明智か先手此山を取敷たるを堀尾吉晴山路を推上り山を争ひ勝し道筋ならん必探り知すんは有へからすと思ひ成合村に至り郷導を備し山谷の間を登降ししやく谷淨土谷の二小村を經山中を行こと幾と三里峻坂險岨辛くして天王山の後大閣松の下に登る又明智陣所なるを通大閣道を探るに尋ねあたらす俄に風雪甚しく日已に暮んとす不得已山崎驛客舎に下り宿す

廿五日晴前日風雪且日暮に及び山中の形勝を不探盡を以て又山に登り里人數輩に問に皆廣瀬村上より山を攀天王閣上に登る樵路也と云觀察するに果して是也と見ゆ又明智陣跡に上り委く探索するに城郭の形顯然として存す郭内に水堀あり當時は急遽の際にて城を設るの猶豫なし定めて古城趾に屯せしものならん方今此古城を修築せは不費土木天授の要害を得つへし下りて客舎に歸り地圖及び日記を整頓す

廿六日雨又如前日未時客舎を出て道を西岡に取り東寺より京師に入三條街旅亭に立寄り又地圖及び日記をしたゝめ夜半に及ふ大體山崎伏見以内皆平坦の地にして京師亦高壘深溝の險あるにあらず崎伏の門關難支時は近郊は戰勝の地に非す古戰宇治勢多の軍敗れ東山を敵に與へて京師難保事屢々なるを以て見るへし故に崎伏の要地に於て無二の一戰に必勝を定め京師を富岳の安きに置き奉るべきなり

廿八日南禪寺に歸り日記及び地圖を捧け謹て復命し奉る右歴觀する所の

山海要區之形勢大略如此綜合して考察するに之を人の南面にて坐するに譬ふ京師は首領也神氣之所鍾然して伏見の古城山崎の天王山は左右の手の如し首領不安則は神氣餒乏す之を安んずるは双手の力に在力充實する則は首領安し故に兩所の警備最も嚴重ならずんは有へからざる也又大坂尼崎摩耶山泉苅岸和田紀苅加田岬の數所は五人の子一人の父を擁護するか如し山城は父の一身也數所は兄弟也兄弟各其業を勤めて其父初て安坐高枕すへし請試に布置連絡の大勢を云ん伏見山崎の地は攝河泉地を綜攬して門關咽喉の要地也守衛の法嚴備ならずんは有へからず殊に伏見は京師護衛第一の要地豊大閣守護の堅城を築き自ら此に居王室を翼戴せられし其深意可見可倣也山崎は街道の樞要にして必大諸侯をして固守せしむへし其選伏見に亞く八幡山は山崎の如く大敵を受る地に非すと雖亦平潟街道押への地也山崎の使令に供すへし又後ろに淀の城あり以て應援すへし必竟伏山兩鎮の力相合して左右椅角の勢始て成る勢

成て八幡淀の働き自在にして彌縫羽翼の備全しと云へし如此なれば寸兵をして北上せしめず慶殲の功を奏せんされは淀の河防も亦此中に在更に贅言せず大坂は前に形勢の大略を論せり即賊衝第一の要所又五子の長兄也四弟を號令指揮する任にして其選尤重し天王寺住吉堺の庄安治木津川の守防亦前に概論せり皆大坂の分支にして血脉相融り緩急相應すへし摩耶山は加田岬と相臨み前に兵庫港を抱き西邊を鎮壓するの要塞也主將其人に非んは任し難し而して攝海守備を頒つ其全體を綜論するに大坂を中にして加田を左にし摩耶を右にし岸和田尼崎其中間を連絡彌縫し所謂兩翼の大陣形を張り常蛇の戦法を可用其用法のときは候望の法あり烽燧の場あり飛船の急報驛遞の奔馬各其實を可盡以上の諸務脩整完備し而後雙手の首領を扞護し五子の一父を守衛するの實初て立内地の警備嚴整也と可謂而して加田岬は攝海第一の賊衝南方一の城戸とも謂へき要決なり大坂は二の城戸伏見山崎は三の城戸也一の城戸破るゝ時は二三動搖す

るは自然の勢也故に要決の固め至極せずんは有へからず海國の守備は軍艦なりしを不可なるは智者を不待して明か也依て列藩の中軍艦所持の侯伯に命し此決を守らしむへし兵庫海上も又之に準し軍艦を不置して不可也二決の軍艦實用を得て海上の警備嚴整也と可謂以上内外の守備全き則は一旦不虞の變ありと云とも何ぞ恐るに足ん雖然守備は形也作戰は勢也勢を制するの法審に究めずんは有へからず其法如何曰近歲戎虜扈跋して萬民塗炭に陥らんとすかけまくもかしこき
聖主赫然として震怒し玉ひ戎虜を一掃して萬民を安定し玉ふ 叡慮に御座まして今般破約攘夷の 勅命あり天下の民孰か死を以て盡忠せさらむや萬一不虞の變に臨み兵勢を振興せむと欲せは恐多くも 鳳輦を伏見の要地に臨幸御座し 親王坂城へ御出駕軍務を統轄し玉は、六軍の氣殊更に奮張して戎虜を慶殲するの勢他日に百倍せむこと顯著明白也是勢を制するの法也古昔

聖帝逆賊を親征し玉ひ 王子夷戎を攘逐し王ひし先蹤歴々とましませ
は仰願くは方今非常の世非常の英斷あらせられ日月の錦幟を九重の外
に進め玉は、戎虜一掃之 神績必然にして萬世 德澤に浴し奉るべきな
り

宮部増實

佐々直介等謹識

山田信道

探禱錄卷二ノ乙

一〇 我少將之君御奏議之事 附幕府へ御建言之事

今度將軍家御上洛御大禮首尾能被為濟候付は早々御歸府之御日限も被
仰出候處

思召を以御滯京被 仰出乍恐御合體之御實意御深重に被為在候御儀と難
有奉感戴候然處將軍家には攘夷之期限次第に差迫り横濱港英夷來舶御談
判御處置も御座候得は時勢切迫實に不被得止御時宜合故速に御歸府之儀
再應御願立之由に御座候處

叡慮には何分 御安心難被遊猶御滯京之儀被仰出就は在京之諸侯并越
中守にも周旋仕候様 御内諭之旨謹る奉敬承候越中守儀 勅に依る上京
仕居聊報効之志願に罷在候處右様 御内諭を蒙り候付は微衷を盡し可

申と深熟考仕候處今度將軍家御滯京日數十日の御日限被 仰出候儀を被
改る御滯京被 仰出候儀は畢竟時勢之變革に付る深將軍家を 御眷顧被
遊候る之 叡慮に可被爲在と奉恐察候續る將軍職 御委任諸大名守衛萬
端指揮被 仰付猶又此節之 叡慮には天下之爲且は徳川家之爲をも被
思召上攘夷之基本相立人心安堵之場合に至り候様との 旨にて被爲在候
由誠以深遠之 叡慮御懇惻之至 勅諭を奉拜聽者誰かは感泣奮發不仕哉
況將軍家之御忠意早速に御敬承可有之は勿論之御儀と奉存候併折角之
御内諭を蒙り候に付此砌之御奉公今一際周旋仕度奉存候間乍恐猶一應
朝廷之御眞意も奉伺且は區々之卑願も奉申上度奉存候方今時勢切迫人心
不和に付るは 御憂慮之餘 朝廷より追々 御沙汰之旨も被爲在將軍家
にも事々御指揮も有之候處人心紛亂之折柄乍恐右様 御政令二致に相成
候るは人心益以疑懼を生し可申哉と奉恐入候然處今度將軍職御委任萬端
御指揮有之候様との 思召に被爲在候上は天下之 御政令一致に相成人

心安定可仕と難有奉存候向後彌以御實意之御委任被爲在巨細之御政事將
軍家へ 御沙汰被爲在將軍家

勅諭を以天下に御指揮有之候得は紀綱相立公平正大之 御政道人心安堵
可奉感戴と奉存候處萬一 朝廷よりも數々 御沙汰被爲在候るは 御政
令二致に相成乍恐上は 朝廷之御威嚴を被損中は將軍家之御指揮も御不
行届に相成下は人心之疑惑を生し將軍家如何に御滯京有之候るも其詮も
有御座間敷と奉存候
君臣眞之御合體より 御政令一致に出候は、假令東西御離隔被爲在候る
も 御誠意貫通紀綱凜然乍恐 御憂念も被爲在間敷哉と奉存候攘夷之儀
は殊更 神州之安危に係一度御失策に相成候得は生民之塗炭 國家之災
害眼前之事に益以 宸襟を可被奉惱と深奉恐入候處御定之期限も差迫
り英夷御談判も難被延御時節各國人心不和守備不整此儘に戦争に相成
候儀乍恐如何成御勝算被爲在候る 宸襟を可被奉安哉 眞以深奉恐入候

然處攘夷之基本相立人心安堵之場合に至候様との 叡慮に被爲在誠以難
 有 思召に人々尊王之精神徹底仕士氣振國力充各國全州之守備一般に
 相成候儀則萬全之御勝算と奉存候征夷之任は將軍家之御職掌に御座候得
 は應接談判等之御處置筋も總て將軍家之胸算に被爲任一時之強弱を御計
 較不被遊始終之成功御仕途被爲在候様被遊度奉希望候今度御懇篤之思召
 に付ては將軍家には固より御敬承御滯京可有御座於越中守も周旋盡力可
 仕と奉存候處乍恐自然御委任之御名義迄にて右中上候通眞實之御委任に
 て無御坐候得は將軍家にも御差入御請も被出來間敷於越中守も重疊奉恐
 入候得共何分周旋難仕當惑至極深奉恐入候仰願くは向後御合體之 御誠
 意始終御貫通被遊切々御參内 被 仰付乍恐股肱水魚之御親に 君臣
 之御間霽然たる

御誠意一毫之御間隔不被爲在天下之事萬つ將軍家に御委任被遊益儼然之
 體深穆之徳を以御鎮靜被遊候は、將軍家には銳意勵精 叡慮を奉して天

下に御指揮可被爲在左候得は 朝廷森嚴 政令一致天下之人民仰感俯服
 今日切迫之時世忽興隆之御創業相成全國振起外夷畏服始 宸襟を被奉
 安 皇國生民之大幸不過之と奉存候右は誠に狂妄之建言不憚 尊嚴申上
 候段罪當萬死恐惶戰慄之至に奉存候得共今度御内諭を蒙り候に付愚存之
 趣奉申上候偏に

朝廷之御爲天下之爲と存込候迄之微心に御座候誠恐誠惶頓首謹言

三月

御名

右は文久三年亥三月廿一日將軍家御歸國御願之節關白殿下鷹司より御周
 旋之 御内命を被爲蒙候に付同月廿八日此御書付殿下へ御直達被遊候處
 殿下深御採納に早速
 朝廷へ御參達 叡覽にも可被奉供段御返答有之候事
 今度御上洛御大禮首尾能被爲濟候付ては御日限も被仰出置候義に付速に
 可被遊御歸府候處 叡慮之旨を以度々御滯京之儀 被仰出彌以御合體之

御實意相顯候御儀と難有奉感戴候然處當時橫濱港英夷來舶御談判之御處置も被爲在御定之期限も差迫り候付るは江戸表御守衛も御手薄人心動搖仕候折柄に付實に不被得止御時體故被遊御歸府度旨御願被爲在候に付るは公武之御間越中守にも周旋仕候様との

御内諭を蒙り謹る奉畏候越中守儀此節上京仕居右之御模様徒に傍觀仕居候譯に無之不肖之身不容易 仰を蒙り候段難有内深奉恐入候得共涯分を盡し可申奉存候今度 叡慮を以度々被 仰出候儀は乍恐去春以來御遵奉之御誠實被爲行届候處より格別之 御眷顧被遊候御儀と奉恐察候得は此上御歸府之儀強る御願立被爲在候は是迄御恭遜御誠敬之御積徳如何に可被爲在哉と深奉憂念候仰願は此砌今一際御尊崇之御實徳を被爲積切々御參 内 天顔御咫尺被遊萬つ之 御政事等御直に御伺被遊益以股肱水魚之御親御合體之御實徳上下四方に相顯堂上堂下列藩天下一毫之間隔無之奉感向候様被遊度奉存候御奉養之筋も是迄御手厚之御儀には可有御坐候

得共此節より被改而御増獻被爲在度 朝廷よりは御受難被遊との御正議も可被爲在哉と奉存候得共乍恐臣子之御誠意を以御懇願被遊候は、御許容不被遊儀は有御坐間敷哉と奉存候將軍職之儀は是迄通御委任被遊諸大名守衛萬端御指揮被遊候様との

勅諭に被爲在候得は固より御專一に御擔當可被遊殊更征夷之御職掌を被爲盡一日も御實功を被奏 宸襟を被奉安度被 思召上候儀と奉存候處方今各國人心不和守備不整折柄乍恐如何成御勝算被爲在候る 宸襟を被奉安候半哉所詮 神州之威武を張夷狄之侮を不受生民を塗炭に不陥して宸襟を奉安候儀從來之

叡慮被爲在候得は 御政體相立士氣振國力充各國全効之守備一般に相成候儀今日之御急務に可被爲在御措置筋に至るは時宜に應し一定難仕儀と奉存候乍恐向後天下之事是非曲直利害得失篤と被仰立 叡慮御伺取にて公平正大之 御政道被爲在度奉存候方今危迫之時體乍恐一通り之御指揮

にては急に御挽回之功も難被爲遂御場合に御座候得は仰願は祖宗御創業
之御志を御體任被遊 君臣御合體に而列藩御綏撫被爲在天下之人民歸向
仕候様御指揮被遊度深奉希望候越中守儀外藩之身に而右様申上候段出位
之罪實に不輕深奉恐入候得共此砌周旋之微志今日之時體何分難默止何卒
大海之宏量を以御容忍被遊度奉願候頓首々々謹言

三月

御名

一 塙次郎伏誅之事

塙次郎

此者儀昨年逆賊安藤對馬守と同腹いたし兼而御國體をも辨なから前田健
助兩人恐多も不謂舊記を取調候段大逆之至に候依之昨夜於三番丁加天誅
者也 亥十二月廿一日
右當朝日本橋上に肆有之候事

探禱錄卷三

一 詩歌文集

今上御製

寄風述懷

異人^{イモ}汝ともくそらへ神風やふしからまを我忌もれを

水府 齊 昭 卿

浮雲のかゝらは懸世の中乃まことをてら山此端の月
大厦誰知一木支、中興成否繫南枝、勤 王義結金剛壘、逆賊膽寒菊水
旗、返闕還當餓虎道、殺身莫奈廟堂機、空餘一片忠誠氣、凜烈長爲百
世師、

右楠公贊

水藩 藤 田 東 湖

探禱錄卷三

七十九

飛鳥山に花見にまかりて

橘 是 容

花見むせ旅れるとりを出しあせこゝろうきよれ春よも有る歌

右の歌水府老公の御みゝに達し是容へ給し

あまの山あはれをされまぬもれふはそかのちるさへあさ見なま歌
心なく筆笈はなを捨世のことふをひはるとより起ると捨聞

右水戸公硯を是容へ給りし硯の蓋に有し

春さむし籠よ起伏鶯も心よゝゝふ梅のおとけを

右 頼 醇

墨夷辭去纔三句、鄂虜亦窺西海濱、築壘鑄炮造船耳、與民致死在何人、

水藩 藤 田 東 湖

天皇命大御歌

朝を夕を民安るをせ祈る世よあゝろよかゝふことくよれ多
白波の立さむくともあよるせむわあし原れ神風きふく

ほことりて^{イ守れ}宮人守れ九重れみそくれさくら風そよくとも

そはくえぬ水よ我身を沈むともよあしをせし^{ヨモクニヤク}四國民

位山神れ心やいなれむお依る身れ居るもくるしき

あしきあやまゝ^{イもろとも}あくた取や葦原れぬのむかひ取きむさしれ、原

異船も泥める人も残りなく^{イもろとも}拂盡さむ神風もか取

まきくき茂りくくて萩まき今ちるひ取き武藏埜原

秋夕心いたましむると云ことを

我心夕せさにもかきらねせつきてこゝろをくさく秋る歌

源朝臣齊昭

今更よ何ををいそせむさし野れ蓬よましますあさほくれ世や

薩摩のさ八重れ塩路をるふつとも日本心ちかそらさり梟

天皇御製

わあさめよ何る祈らせ朝取く、民や及るれを思ふはありそ

片煙凝處怨隨結、爭利不知民命絕、罌粟汁膏兵禍根、染來原上幾人血、

右失題

會澤正志齋

鸞駕播遷時岌々、勤王並起羽書急、孤軍據險金湯堅、逆豎頓兵螻蟻集、大義與人亂賊懼、誠忠貫日鬼神泣、誰言身死偉功空、天柱地維爲樹立、

右楠公贊

いかてまた涙の雨はそれぬへきよをうきくもいふえれま取き身は

右

藤田彪

旅衣さちわゐるともむさし野は露はちきりはわをれはもか取

右

戸田忠敵

題しらす

榎田貞明

中かきぞいゝよまてまし櫻花たゞは胡蝶のねたくもある哉
吹おくるたちそ取の香も取つるしき夕くれとたの郭公哉

月を見て月中の影は駒取るへしと人のいひければ

久堅の月夜の駒と名よおふる雲井をかけて尋ちやふ入は

いかよよへぬるよしのことぞ去年今年まよ來む春も國の御恥辱に

雲海無邊寇、東方不盡憂、君慙臣可死、弟在母堪由、冊歲多恩骨、孤

忠一劍秋、憤魂猶未朽、則拔賊夷頭、

右諫死

備後福山藩士 山岡八十郎

安政六己未四月廿六日、以幕府之命、與安島大夫及大竹儀兵衛同
抵評定所受審、此行禍殆不測、將出得詩一篇、乃把筆一揮、留以
與兒熊太郎、他日成立其有以知余之志也、時屬天明、曉雲慘愴、
杜鵑悲鳴、如訴冤者然、

長鯨機海驕、妖氛蔽日昏、奈何春穠義、舉世付空論、簧言入左腹、
羅織付宗藩、頤弁既無地、痛哭聲每吞、忽值紫泥詔、遠傳自天
闕、我公感且奮、禍福寧遑掄、修攘翼幕府、正將答、至尊、皇天

未悔禍、逮捕鰲、禁垣、況此螻蟻微、壘粉亦何怨、嗟予真不肖、
 學術無淵源、壯歲得虛名、要地浴殊恩、感遇不自揣、欲撐狂瀾翻、
 報効無涓埃、疎漏忽禍根、今日逢窮鞫、豈復望平反、丹心尙如火、
 誓欲雪君冤、生前所未報、竊期椒山言、
揚椒山、臨刑詩云、天王自聖、
 明、利度高千古、生前未報恩、

留作忠魂補

右

鶴 伺 幸 吉
安 島 帶 刀

題しらす

君々の寢覺夜とひし音よなをうれしきものを山ほせしき
 一聲のことつてもる取ほとしきほこふる雲井よ行かよひして
 君々の見えてうをしき夜半ことの夢をうつしよ取ほよしもか取
 君々のおもひけあふるねさめよもまご故郷をおもるやるかか
 夜なくの時うつるねや我思ふ夢路をほもるせきよそありける

故郷

ゆるはあり露氣かるらむそそ原草のみしける五月雨のあろ
 立出し宿をむをらよとちぬとも軒その松乃常盤からまし
 玉鉾の道わぬまで夏草の生しけるともふみ取まよひ捨
 ぶり捨て出よし後やあてしこのいり取る色よ露もおくらせ
 人々のいとくなさけ深くものし賜ひけれち
 窓近くうつせし木々の深緑ぬる花こころの色を見えける
 ゆるはありまめよも人のめをむらんあるよもあらぬ淺まし花身を
 花紅葉によせる

惜せてちる花櫻ちりてのちはいろきふ紅葉誰よ取らそむ
 色香よりめてゝあそ見めなへてよよをしまれてちる花のこころを
 もみちももちりてき色をまさりけるあむ後の名あそをしけれ

述懐

我思それぬ霞の關ならむ世よさめしなき名をもとめせ
今更は何をいそんいはとも我真心をまゐる人そまゐる
まひて吹あらしの風のそけしきよ何まゐるへきくさの上の露
まゐさめの糸きこせ終とは玉くしけ二荒の山の神もしるらむ
國をうきひ世をわけきての真心を天よも地にも豈耻免やも

八月十三日心にて世を辭たり

むさし野の露やはる飛く消るとも世よあさりつを人も社あれ
玉の緒のまゆせもよしや君々のかけのまももとあらせと思へ
辭世の心をとへるに即時に

よみ人しらす

をりくちまをるゝ雲のあよひよもにそあよそれよ秋の日なれち

呼出されて今日や事すむと思ひのよみ人しらす

常陸帯まめてまのゑる君の身もとたてあそれのけふやかゑらせ

題しらす

曉の鐘のひゞきと消せてゝあくるる飛しき空のきぬく
もろともとおもひしものを世よまきれ君の跡をふ秋そか取しき

右安島帯刀とらはれてよりつみなはれしまての咏

難波にて

難波江やあしのさわりまま々くとも猶世のさめよ身をつくしてせ

船中にて

おひるせに箭を射る如く行舟のはやくもことをさしてし哉

さつまにくたりて

都よてされあおそれと思らん心つくしのそてよあし身汝

浦安くけふを薩摩よけきよなり心はくしの人汝より

薩摩の伊地知龍右衛門にこたへける歌

弓矢とる身よしあらねと一筋よさてし心の末ちかそらし

入水の時

船人の心つくしよ波風のあやふた中をこき捲出ぬる
あふふるき限りちまらし不知火のつくしにつくは人のあさけよ

都にありし時玉をよめる

みあきえて國のゑらやなるものち人の心乃玉に捲有る

右月照法師故ありて都より薩摩下りける時の歌

大君のゑれよちあよる惜あらざさつ万のせとよ身はしつむとも
くもりなき心の月もさつまる沖の波間よやあていりぬる

右西郷吉兵衛後號三助月照と海にしつめる時の歌

九月十一日夜佐久間貞助致敬並松町榊勇介借宅へ宿曉七半時比に
至り勇介を二聲程呼懸たる故驚起して行たるに最早割腹して端坐
せり何故如此なるやと問佐久間云我所志は君公賢明にして國事こ
ゝに至る痛哭に堪さる也我江邸に對て諫書をさゝけ白刃に伏しな

は君聽萬分の一を回すに足んと思ひ既に其支度をなして麻上下羽を
二重小袖等小金駱ま出立しに途中にて火急の事到來して引返したり
て先へ送りたるなりしか今に至ては機會已に失ひたれば進退維谷れ諫書も引裂たりし
かれとも猶自及して命を失はゝ國恩の萬一を報するに足るへきか
因て如此なりと言笑自若紙筆を呼ひ息鐵藏への遺書一篇并古人の
詩を書し且古詩を朗吟數回十二日七過に至て絶す枕頭に絶命の詩
二首あり

君臣大義綱常重、欲竅名分致簿躬、二百年來恩澤久、浩然正氣歸大空、

安政戊午重九後一日佐久間致敬絶筆

安政五年秋九月、確然殉節報酬辭、綱常倫理今墜地、天下相率不爲夷、

雖 峯絶筆

割腹仕候兼て申合置候如く彌文武無怠長成之節我等心中可察候謹言

九月十二日

致 敬

佐久間鏡藏殿

も涙ともようせしと思ひあてしこの花のさかりを君にさゝを泣
兼て申附置候通り忠孝之道にな違ひ被成間鋪候宿には悌忠有之候間御
こゝろ支被成間敷候以上

九月五日

同 藤 藏 信 之

大内孝太郎殿

右佐久間大内二氏共水府之士也

獨憐萬木飄零後屹立深霜慘淡中

右二句梅田貞明所題永島秀實囊面孤木圖

入水の時

月 照 法 師

あまをふね人よちゆ死那のさり終よさつ万のせとに我をさりきせ

天皇命大御歌

鶯のありとやあゝよ聲をしてみへぬを深き春のかほみか

權中納言齊昭

白髮蒼顏萬死

或作六十餘

平生

或作少年

豪氣未全

或作寶

刀不試羶

或作

夷血、却愛故山舊草蘆

右發東武作

我今爲國死、死不背君親、

イ父兄

悠悠天地事、感賞在明神、

イ神明

假令身ち武藏乃野邊、朽ぬともとゝめおかましやまと魂

右

吉 田 寅 二 郎

君の世をおもふ心のひやほちよ我身あるをちおもはさりけ程

右

梅 田 源 次 郎

はし鷹の猛き心をむらすゝめむら□しとしてしりうへきやち

右

小 林 式 部 大 輔

鷹司殿御内、高橋兵部權少輔、青蓮院御内、伊丹藏人、山田勘解

由、儒者、頼三樹三郎等、阿部伊豫守へ預られ、十月三日賜酒時

各絕命吟

あからしふ吹立られしかしのみ乃はやくも落るかみな月あな

右 兵部小輔

禍津日ち君の世を思ふ真心のふかゝらさりしゑるしゑけり

右 三樹三郎

贈木戸公 薩摩宰相

むさし野にゑたるまゝきの白露を君あらしめて誰か拂もせ

辭世の時

山のこよかふく月せもろともに雲ゑくれ行あとをしほ思ふ

鷹司殿御内小林民部權大輔八丈島に遠流の時人のこかねを贈れる

をよろこひて

此世あらぬ深き江にしと思ふみほせぬ君の恵うくなり

あふことの人もありあはれ今思ふあゝろ乃そこをかゑり盡さん

排雲手欲拂妖星、失脚墜來江戸城、井底癡蛙過憂慮、海天大月本晴明、
身臨湯饜家無信、夢遠鯨濤劍有聲、風雨他年苔石上、或作誰題日本太

狂生、

右及被刑賦

頼 醇 三稱三樹

脱却袈裟上將壇、傳令四海動忠肝、魯戈回日動非易、晋甲除姦事更難、

勢逼無那成貝錦、志雄未肯掛衣冠、千年空洒秋風淚、土室啾々虫語寒、

右詠史

藤 森 弘 菴

安政二年八月某日、渡邊兼吉、自北越來訪余廬、與談時事、兼吉示所
其作詩云、宇宙精誠是日東、曾聞貪戾百蠻風、神州萬古天孫在、何用
儒生文字功可謂傑作余曰、天下之、士徒知天孫之在而、不知、天孫之
可尊、從知、天孫之可尊而不知當竭力於可尊之義也、持此說話人則不
應、應必疑之、古人云、藝益工而人益困、豈獨藝哉、兼吉聽余說大喜
且請書、余病中無氣力、勉強援筆付之、然是亦屬無用文字、

右

梅田源

雲濱逸人

七生說

吉田矩方

次稱
耶寅

天之茫茫、有一現存焉、父子祖孫之綿々、有一氣屬焉人之生也賦斯理以爲心、稟斯氣以爲體々私也心公也、役私殉公者爲大人、役公殉私者爲小人、故小人者、體滅氣竭則腐爛潰敗、不可復收矣、君子者心與理通體滅氣竭而、理獨亘古今窮天壤、未曾歇也、余聞楠河内之死謂弟正季曰、死而何爲、曰七生人間以滅國賦、公欣然曰、是獲吾心、耦刺而死、噫是有深見于理氣之際也歟、當此時、正行正朝之諸子、則理氣並屬者也、新田菊池諸族、氣離而理通者也、由是言之、楠公兄弟、不徒七生、初未曾死也、自是後、忠孝節義之人、無不觀乎楠公而興起者焉、則楠公之後、復生楠公者、固不可計數也、何獨七生而已哉、余嘗東遊三經湊川、過楠墓而拜、拜輒涕淚不能自已、及觀其碑陰、勒明徵士朱生之文、則復下淚、噫余於楠公、非有骨肉父子之恩、非有師友交遊之

親、不自知其淚所由也、至朱生則海外之人而、反悲楠公而、吾亦悲未生、最無謂也、退而得理氣之說、乃知楠公朱生及余不肖、皆賦斯理以爲心、則氣雖不屬、而心則通矣、是淚之所以不能已也、余不肖、存聖賢之心、立忠孝之志、以張國威滅海賊、妄爲己任、一跌再跌、爲不忠不孝之人無復面目見世人、然斯心已與楠公諸人同斯理、安得隨氣體而腐爛潰敗哉必也、使後之人亦觀乎余而興起、至七生而後爲可耳矣、噫是在我也、作七生說、

築紫にくたりし時箱崎の宮に奉るとて 月 照 法師

白波のよせしつくしのふることいむかしを今もなををわすれいはせしなさら焚や箱崎の神

筑前の結城正敏に別る時月をよみて

皆人の心もかゝれませむよてちりもくをらぬ秋の夜乃月

水戸藩士某

むさし野の道ち千まちよわるとも多ふ行道ち大丈夫の道

此哥は江戸九段坂在夷賊を刺人出し時よめるよし
すみた川に花見にまいりて

イ佐久良
櫻 東雄

花の枝狹木傳ひ遊ぶ鳥からち樂しあらし君もおもて

五月雨のころ家にこもりゐて

ひとひふふひあもりおるふよわひしき狹吾大王をいゝまはらぞ

えみしに贈る哥

大坂屋の十六夜

夷等部わをやまとの女郎花ふるあかりかよ裾はぬらさし

此歌は長門の赤間關にきたりし夷人處の女郎十六夜のうつくしき
を見めててまくはひせんとこひけるに同じ船中なる關東の吏さへ
うへ取ひつゝ媒せむとはかりしに十六夜玉の緒のたゆともえあは
ぬとそいひのゝしりければしかすかに夷人も其まことにかめてつ
らむされはせんかたなくせめて文手あてのあとにてもとこひければか

くよみて贈れりとなむ

大和錦

佐野光 明稱竹之助

天照神の宮居はかみさひて伊勢津に引るいと車大和錦にをりなせるそ
の古のみはたをば五月蠅なす心もくろきえみしらをなて近けてけかし
つゝ皇御國の雲をまておのか隨意ふみあらしやよひ半の事なれば金の
光に真心も皆うかゝとなつみつゝ大宮人の身なからにさはへなすめ
るうき事を雲の上までくもらせて赤きこゝろの宮人をはらへつくして
吾妻路にかこそ下して武藏なるひとやの内うちにひそめられ御國の爲に盡
しぬる真心深き人々を尙あしさまにとりなして罪なきつみに罪おひて
おやのつみとてつま子まで遠き島根になかしけむ猶春雨にそつねるも
鶯ならて我袖に落る泪はかはかぬに露打はらし大浦なみとおひしける
八重御はた春風に吹取ひかして梓弓引しほりつゝえみし等を千里の海
に退けて猶日本に千萬のえみしか國をうちなひかせむ

師木島乃錦のみもた持つ、きりめら御國の魁をせむ
吾妻路の草屋に住る賤る身汝雲の空よさけまゆらぞ
今茲甲寅之夏、皇宮羅災駐蹕於外亡幾鄂虜航海治攝之浪華浦港留旬餘
畿内騷然臣齊昭仰想行宮狹隘無以慰、宸衷俯慨醜虜猖獗未能伸、皇威
屢陳鄙見於征夷府而才疎論迂未審用舍如何也齊昭頃獲華欄材長三尺手
製琵琶一面竊謂方今、皇宮之災雅樂寶器得無屬烏有耶乃因關白藤公獻
之、後宮豈敢望補寶器之闕乎萬機之暇或命侍臣彈還城之樂歌太平頌萬
歲洋洋乎滿耳則內以舒、宸憂外以鎮妖邪此器與有榮焉臣竊爲天下祝之
嘉永七年冬十一月之吉日權中納言從三位源朝臣齊昭識
志在攘夷倚鞍彈絲

出る日よに得ふ櫻やかきならはよとのまらるよかをりそふまむ

二 吉田寅次郎より越藩士へ贈りし尺牘

昨夜は卒然拜眉欣慰無量に奉存候扱其節討論仕候一義一々御高見拜復
仕候併議論いまた結局仕兼遺憾此事に奉存候今早申上度奉存候得共御
多用中と相考差扣申候第一尊藩君公様天下之魁と御成被遊御出馬之一
事御決心之上水府老公へ御熟話候而内外列藩之中有志之君へ御出馬可
然様御談合相成肥後柳川并弊藩等は勿論御同意之事に可有之に付其上
にて閣老方へ列候出馬之儀相伺御免許に候得は夷人取扱方之儀并夷人
へ應接之趣等詳に得其意若し於閣老方曖昧之御答をも有之候は、誠忠
を盡し幾應も々々反覆推窮仕不汚國體永黠虜を懲しめ候處に歸宿仕ら
せ其上にて列候轡を並へて御出馬被有候は、實に、皇國之美事無此上
奉存候此一條尊藩より魁を被遊候はては天下に誰一人首唱をなし可申
哉幸今日君公様御巡覽も被爲有候は、何卒反覆御建白なされ君公様思
召筋竊に奉拜承度奉願候若此論徹底不仕候は、越州之群臣、天朝幕府

へ對し大不忠之論遂に止申間敷と奉存候扱又昨夜拜承仕候御高見之内
幕廷之忠奸點陟之論は弊藩などの可預聽事に無之候間其段深御含可被
下候他萬々書不盡意近日之御回答奉待迄に御座候以上

右吉田寅次郎所贈越藩士某

三 吉田寅次郎より郷里知友へ贈りし尺牘

男兒有所見決意爲之富岳雖頽刀水雖涸孰敢移易哉吾所時是而已矣人助
天祐非所望也甲寅三月上巳後二日錄示同志之徒怒可也笑亦可也藤原矩方
讀兩君書至情懇々有踰骨肉僕區々之身無足言者何乃煩兩君至於此哉僕
坐獄中五六日但見其可樂而未知其可憂願勿爲念焉且僕等初在下田自首
黒川親問其始末來江戸又蒙糺問僕詳舉顛末毫毛無遺十六日町奉行下吏
出示吾輩口書草案羅列吾輩之心事頗極痛快其未至者發言立改僕不覺淚

下曰如是而死萬々無恨退而作詩云夷船入港滿朝驚草卒遂爲城下盟不恨
書生無功死汗青尙自得榮名

自生所贈二圓金槌に落手仕候煩友人事誠不堪汗面御序に可然御致聲奉
頼候是にて當分は相支候間數日之後今少々相願度奉存候

去月廿五日下午より仕出候書來原赤川坪井へ當候書通候哉否此中に與
家兄書も有之候獄中自有規則禮法尤可樂也但無書可讀願諸兄合力辱贈
懿言一本如受拱璧至願々々

四月十九日

吉田寅二郎

標題 書牘壹通呈大合衆國水師大臣諸位

吾們二名共係江戸府人竊有所懇請幸達之貴大臣各將官下執事吾們不解
歐羅巴米利幹等國語聞貴船中有通日本語支那語者願命其人對語霎時爲
吾們寬晤令得吐盡吾們之誠意至禱至祈

右吉田矩方自所筆削之草案

昨夜より今曉まで此宿に投し申候今日午後横濱へ参り髭翁へ相談今夜
彼方へ熟議之筈に御座候先は吉兆好便も御座候は、愚兄か書鎌府へ達
候様宿々問屋へ御頼可被下候以上

三月七日

寅

五 詩歌數件

過金水有感

吉田 矩方

心抱乘桴思強笑向人辭道過浦郎塚感嘆立多時

奉別永鳥君

市木 公太

一筋に思ふ心致とけぬれを我が日の本よ歸るかりかね

右長門の金子重之助なり當年姓名を變して市木公太とはいひける
とそ

甲寅暮春寓山寺作

松 陰 生吉田

晦跡入山寺風流將終年柴荆常關鎖杖鞋久棄捐白雲與流水於吾有因緣謝
世狂不除遭窮節益堅俗子不識意漫疑去學禪

失題

東方有俊傑志尙素不羣常慕非常功又愛非常人吾謬辱錄存不知其所因一
別山河邈中懷訴九旻踴々涼々者子立有誰隣絕海千萬國何以得新聞國家
方多事吾生非不辰涓咲有益國敢望身後賓

其二

形軒與彩籠鸞鶴各爲群中有野鳥在嚙々語喧人一朝見放去自知禍福因展
翼凌雲去蒼々高秋旻下瞰一塊土無處不比隣東顧時一鳴欲向白巢聞別時
叮嚀教歸期及丙辰此意竊自銘敢後鴻雁賓

瀧

佐久良 東雄

みゝあらひかしひきゐへふひともしほ死らみくにのやまのふきつせ

秋思

わろくよのてふりしらほわかゝふときよをそかぬしせおもひまてまし

祝言

三條内大臣實萬公

はつりこと道なをりれとまへらたのおさめまは世をいやさるゆをき

辭世のとき

せもはれをみたれかちにもなりぬるしひとつにふす野をの荻萱

護良親王の祭日に

水戸前中納言齊昭公

數あらぬ身もいよしへよ生れを君の御楯をならまし物を

清水寺の觀世音に手向てよとて宇埜某に遣りし哥

月照イ性法師弟某

命あらをまたも都の花を見せまもらせ玉へ南無觀世音

遣僕歌

心たよ誠の道をまもりなを遠きあけまの里に行せも

今上御製

神垣風

心盡し祈をやいのを白ゆうのなひく御前よ通ふ神風

薄風

夕あらし吹よつけても花をよきあたれるあたまなひくましき終

寄染紅葉

時來れお山の紅葉も色よはつ包れよも露のめをみありけせ

江千鳥疑

芦のその終よける音も疑もしいり江よ多くつせふ水鳥

浦千鳥

浦はせふ千鳥よつれてよのたの誠をよしき人を得まほし

大中臣國臣

天津風ぬけや錦の旗の手よなびぬくさあらしとぞ思ふ

暮よりよしやとしの、山よねてあはもさあゝら櫻ありせん

五 祭吉田大人命祝詞

八十日者在止今日遠生日能吉日止占幣天糺河爾禊祓志粟田山邊仁齋庭
 設天祭祀申壽事由者己未能年神去麻志々長門因殿人吉田大人命與波夜
 久勤王之志深久天奈仁久禮能門生仁谷蟻能狹渡留極美塩沫能留限母
 皇御孫命能志幾座國曾止言諭志說明米天於能禮萬津王事仁死失賜比志
 其御魂能蔓比廣古理天王畿俊邊更仁母言壽七道仁生禮逢奴留武士乎始
 天蒼生仁至留滿天勤王能人多奈理計武實仁計能心乎心能種止志天太刀
 擊書籍讀仁母
 天津日嗣能御食國仁生止志生計留者波海行者水浸屍山行者草蒸屍願者
 爲志止仕奉良武止神酒者□能閉高知□能腹滿雙天山爾物者毛能和物毛

能荒物大野能原仁生物者甘菜辛菜古海原仁住物者鰭能廣物鰭能狹物奧
 津藻菜邊津藻菜爾至留萬天橫山能如久置足波志天於夜志因五百津真椿
 山鎮座大神仁仕奉留上總介從五位下中臣清我弱肩仁太繩取掛宇豆能大
 幣帛乎安幣帛能足幣帛止捧持天
 天皇我朝廷乎平久安久足御世能茂御世能手長能大御代止稱奉理四方四
 隅與理荒比踈比來武穢伎奴等斬天屠天古海原者棹枚千壽舟艦能至留極
 美自陸行者荷緒結堅米馬瓜能足留限理天皇能御稜威四夷八蠻仁光輝志
 天與止宇事物頸根築拔伎今日能朝日能豐榮登爾稱辭奉留達諸益良男達
 聞食止申壽

六 常陸の女上書之事

千早振、神代のむかし、神々の、しつめたまひし秋津島、けにも尊き、
 日のもとの、清き光りは古も今も千年も萬代も、末の松山、末かけて、

かはらぬ君か、御代なるを、かくとはいざや、白波の、よせ來ること
に異國の、ことうき船のえみしらかあらぬねきこと、ほと／＼に、か
け曳國の、心とて、御風のをも、はみなからまめまめしくもおもほ
へす、まとふ心に、ぬはたまの、黒きまぬへを、かたらひて、世にた
ひなき、御績は、さわにあれとも、あやまちは、露もをはさす、聖な
す、賢き君を、退けて、黄金眞國を、春山の、花よるがこと、まきち
らし、晴る雲を、くもらする、たくみの種の、淺ましと、浮世の人
の、言の葉に、聞も苦しき、老の身は、五十の四に、なりぬれと七十
三の、老の母、朝夕さらす、仕へつゝ、別れてふ事を、うれしくも、
共に心を、添られて、我君の爲、國の爲、後れなとり終、をしくも、
老の言葉を、力草、つゆもふくむか、朝朝、日もたちのほる、衣手の、
常陸の國を立出て、敷島の、道ある御代を、さ／＼かにの、行も歸るも、
梓弓、はるけき道を、さ／＼かにの絲もたゆまず、引そへて、雲の上ま

て、かけはしを、わたる思ひは、天疎る、鄙に生れし、塵の身の、ち
り積るてふ、山の井の、深き心の、源は、流れて清き、丸水の、中に
住ぬる、魚心、賤しき身をも、忘れつゝ、御國のためと、朝夕にこゝ
ろはち／＼にくだけとも、た／＼一筋に、行水の、蟬の小川に、御扱して、
はる／＼來ぬる、旅衣、曉告る、鶯の、野末に匂ふ、梅か香を、風の
たよりに、久かたの、天つ空にぞ、聞えあけ、ゆゆしけれとも、九重
の、雲の神に、奉るなり。

まき島の道とる身はさ／＼かにの雲の庭に引れ來よ
梟
梓弓思ひはらへち雲をまで道もたゆまず登らほしやは
曇りなき赤きあゝろの寸心鏡照す光りを四方よあゝや
あ
ほを道よかゝゑさかした橋立ち人わたるとも我をわたらし
玉銚の道ちあれどもまゝみ行やまと心の駒をぬゆまし

七 吉田先生之事付故卿えの書翰

吉田松陰先生先月廿七日死罪被仰付候處誠に行規正敷立派之最後にて緩々と辭世之歌を唱へ被爲終焉人々感涙を流し候由即日萩家中吉田同心小寺新之丞飯田松伯死骸を乞受兩人自ら羽織に包み擔ひ候て芝の泉岳寺に葬り收め候由感心之事に御座候

平生學文淺薄にして至誠天地を感格する事出來不申非常之變に立至り申候嘸々御愁傷可被遊拜察仕候

親思ふ心よ可さる親あゝろ々ふの音つれ何と聞らむ

乍去去年十月六日差上置候書得と御覽被遊候は左まで御愁傷にも及不申と奉存候猶又當五月出立之節心事一々申上置候事に付今更何も思ひ殘し候事無御座候此度漢文にて相認候語諸友書も御轉覽可被遊候幕府正誠は丸に御取用ひ無之夷狄は縱横自在に御府内を跋扈致し候得共神國未だ地に墜不申上に

聖天子あり下に忠魂義魄充々致し候得は天下之事も餘り御力落無之様奉願候隨て御氣分御大切に被遊御長壽を御保可成候以上

家大人膝下

寅 二郎

玉大人膝下

百拜

家大兄座下

兩北堂様隨分御氣體御厭專一に奉存候私被誅候とも首までも葬吳候人あれは未だ天下の人には棄られ不申と御一咲奉願候兒玉小田村久坂之妹へ五月に申置候事忘れぬ様御申聞奉頼候吳々も人を哀んよりは自勤る事肝要に御座候私首は江戸に葬り家祭は私平生用ひ候硯と去年十月六日呈上仕候書とを神主に被成候様奉頼候硯は已酉七月日赤間ヶ關廻浦之節買得せし也十年餘著述を助たる功臣なり松陰二十一回猛士とのみ御記奉頼候

辭世

身をなるとひ武藏の野邊に朽るとも留置まし大日本魂

八 詩歌數件

贈大納言齊昭卿詩

彪死留皮豈偶然、湊川遺跡水連天、人生有限名無盡、楠子忠誠萬古傳、

今上御製

寄弓戀

異人のさらぬるきりと武士の弓のちゐらそつよくあかるゝ

和女王あつまに下り玉ひし時の御歌之事

逢坂の山の關守とめてよなふをはし免の木曾のあゐたに

おしからし君と民との爲ならば身は武藏埜の露と消とも

ふたゝひわかへしもあへぬむひ衣々ふ九重を立うかりけ程

まみあれし大内山を立出てあゝろにかゝる木曾のあけそし

御製 砧

うたてやむものからあくは唐衣いくよをあたま日を送りつゝイも

これのおほみうたは文久二年冬のはしめつかた

勅使あつまに下り玉ひし比ものし玉ひけるとそ

神樂

心をイあめて高くうたへよるをら人かたふけるよをしるもしらぬもイ

高杉某稱晋作長亡命しける時姉某かよめる歌

五月關をれて雲の大空に音をたかくなけ山ほとゝきす

九 奉安藤對州閣下外國奉行堀織部正遺書之事

外國尹堀織部正謹白、語云鳥之將死其鳴也哀、人之將死其言也善、臣

知之矣、嚮不顧微軀、激論妄答、不服於閣下之高議、其罪當萬死、乃
碑肝腦、絞腸血、聊述鄙言、以奉閣下、閣下請少容焉、抑外虜船海爾
來、公議百方、不決於戰守而、決於和信是時務之變、誰不可防也、唯
切齒扼腕而已矣、臣深憂之、嘗奉縷々之鄙言、頗有所容而、東馳西奔、
預其事固臣之職、不可不竭也、然均是人也、豈無慷慨義烈之志哉、是
時務之變、誰不可止也、彼溺公議之海涵、恣意妄行無顧忌、犯大義者
不可算也、就中墨夷都督米理弩留、竊微行於貴邸、專論我政務、閣下
共被同餐、尊之如師父、遂許刑典數部、是可怪一也、彼與閣下結伯仲
之義、贈衣帛珠玉巨萬、閣下酬之以慶長正保金一萬鎰、是可怪二也、
彼醉例之際、戲於閣下之侍妾某、閣下許與之、是可怪三也、彼喝請築
居館平御殿山、一月以八百鎰贖之、閣下遂許之、是可怪四也、此四事、
既犯大義者、無甚於此矣、然天意未可知也、尙竊聞、彼等論廢帝之事、
閣下慙慙、使國學人探索我舊典、私議其事、豈謂之何哉、至此血淚如

雨、鍊腸如裂、誰無哭慟仆地者實天下之賊、天誅固不容也、其顛末已
於彥根老閣下而可見矣、是臣深爲閣下所以憂也、然道路之流言、雖有
所不信、天以人舉知其罪則、果明矣、是臣誓所以不服於閣下之高議也
閣下若不忘我、邦之大義則、奉忠於
天朝、致軀於幕府、施仁政於民、是臣伏所祈也、臣今屠死、其言也必
善、閣下請少容焉、臨表不堪泣涕

一〇 詩文二件

山內容堂公詩之事

銳鼻黃腫狀貌豪、海城六七斫波濤、彈丸硝藥汝休說、知否腰間日本刀、

秋月藩士海賀某稱宮門遺書之事

平生所志、豈在他哉、赤心報國、唯此四字、

右黄なる木綿にしるしたるを死せるのに身にまとひたりとなん

採襍録卷四

一 大橋正順の妻菊池氏日記之事

夢路の日記

卷子

かけまくもかしこき

大君のおほんめくみは、大空より高く、海原よりもふかう、たとへしへなく
かたしけなき事、此御國に生れあひしともからは、あふき奉りて、そかおほ
むくひは、みをも家をもすて奉らさんやはと我世の君のつねくかた
らひ給ひてしを、いにし年、こと國のふねいりそめて、物かふる事になりて
よの中やうく、おたやかにしもあらずなり行につけて

何事もたとらぬみにもいかならむうためか見るとなけくころゐな
たと安からす、うちなけかれ侍りて、むねのみうちさわかるゝにも明くれ

に

君か代は去つけしとのみうたけして遊しむしろ去きしのふ哉
いかでよの中おたやかにして、いにしへの都のさまにもたちかへし奉
りてしかなど、女のあさき心にも、思ひつゝくるに、ましてをこの君は年
頃學ひのまに、心ひそめてひしりの道をも、をさくわいため玉ひけれ
ば、天の下の御爲を、深うおもひはかり奉りて、かゝるよの行末は、とやあら
むかくやと、明暮心をいためはへりて、よるもすからに、まくらをあういね
し夜なく、うめきなけ給ひて、おのれ人數ならぬ身にはありとも、何かは
かくていたつらにのみ過し侍らむ、いかて御國のため、もゝにひとつも心
さしをつくして、おほやけの御まつり事も、すぐれる道におもむけ奉り、よ
ろつの民のこゝろをもやすめてんと、やむことなき君の御あたり、に、みそ
かにふんじ文して、だに、奉らはやの心おもひおこしつれど、いまた筆をも
えとらす、何計りの心さしも、えとけぬあひたに、口さかなき世のならひと

て、おほやけに、いとけしからぬさかしらことをなむ言つぐ者侍りけん我
世をはしめて、早うやしなひたてし子とも、おほやけのひとやにとら
はれ侍りつるは、今年文久二とせといふ、むつき十二日の夜になむ有ける、
いとあさましうて、なみたもえ出す、家こそりてなけきかなしめとも、かひ
なし、されとおもひ直して

中空の霞に、去はしくもるとも、春の光のてらてやま光や
すゑを幾の御國をおもふ、眞心に天の光をみのあらましやは
などとおもひねんじて、つれなしつくりてあるに、あくる日家の調度とも、た
つねさくらむとて、おほやけ人あまた入り來りて、うち外まもる人々の數、
大よそふたもゝたり計りそ有けるかゝるひしきの、けゝしう江戸のかへ
まくまで、聞えみちためれは、おほやけをはゝかりて、つねにしたしうとふ
らひようて、こし人々たに、たえて音つれもなし
あさましさいふ計なし人心かゝる折こそ奥もしらるれ

して見出るに、いつしか庭のあさちに、秋かせの音つれ侍りて、あした夕への露も所得かほなり

花鳥の色音もわかつてふる宿におもひもうけぬ萩の上風

春をたにしらて過にしあさゆふに露おきあまる秋は來にけり

我袖は、けにおとらしとこそ、おもうたまへしか、さるあひたに、いかなる、さいはひにかありけむ、こたみおなしつらなる人は、十人にもあまりつるに、おもうたまへかけず、我世の君ひとりには、かにこの、ぬは玉の、やみのせかいを、出され侍りて、我むす子をあつかり給へりし、おなし御たちにまかてにけり、さるは文月の七日といふるになむありける、いとうれしともうれしう、夢にやとたとらるゝに、こはもはらいとやむことなき、御あたりのひかりにあたり侍りてと、あやしき風の便りに、うけたまはる、かたしけなさせはきたもとは、つゝみもあへす、おしこめかたくて

ありとたに、えられぬ草の下露をおもひもかけすてらす月影

雲のもる月のひかりのてらさすはむなしくきえを葎生の露

いとうれしと思ふたまへしはゆめはかりのまにて、重きいたつきにふし玉ひて、其月の十日餘り二日といふに、あしたの露に先立てそ、きえ給ひつる、あさましといふも、なか／＼にて、物もおほえすくちをしうて、皆くれまとのぬ、まして我世のきみの、をしへをうけし人々は、あしすりをしつゝ、いかておなし道にもとかなしひなけゝとかひなし、その中にもかのやかたには、かねて四五人そひゐて、みあつかひ侍しか、いとたのみかたけなるけしきを見て、かくなんとみそかにつけおこせければ、むねつふれておほけなきすちとはおもへと、いとしのひにしひて、まうて行て、かたはらにつとよりそひて、とかくあつかひ侍りつるに、今はといふきさみにかひなくさのみなおもひくしそ、今はとまれかくまれ、あらすならむ後にそ、さわやかに身の耻をも、すゝかむ、こたひやむことなき君の、あらたに天か下の、みまつり事申給ふ事となりて侍れむ、さりともおほん代の、あへきさまに

見なほすやうもあらしやは、今はことにおもひおく事もなし、こよひ過は
又のあしたの露に、いかておくれしと、さらにみたれたる心地も見えず、つ
ひにはかなうはなり給ひひてけり

むさしの、露ときえ行人よりもおくる、袖のやるかたろな花

きえ行もとふるもおなしむさしの、露分衣ほまよし捲あき

そつる万てあへぬためしのふち衣なみたに今やくちむとほらむ

まことや、いにし年も、天の下の御爲にと、心をつくし、ものゝふの、いくた
りともなく、あさましう、なりゆきしを思へは、

今を猶さしもあけかしか、ふよに物思ふ人は、見れそかりかた

よそ事にきゝてもしほる衣手の今を我身のうへにさりける

また

御國おもふ人の心をいかなれを去らする得なるや、やよろつ神
いとうらめしうて、神をさへうらみ奉るへうおもひなり侍るも、かつはか

しこしや、今は明くれに、そのかたのおこなひをのみ、やくにて過しつるに、
其月の廿日あまり五日といふに、からうして、をととの、教中も、例のみた
ちに、御あつけとなり侍りつと、きくに、少しはなけきも、とりかへされてな
くさむとはなけれど、

山松のゐた枝をなしや、あれぬものあるしけみをかけとたの万む

としのひつ、かたみにせうそこして、たひらかに物しつるを、こよなきよ
ろこひに、おもひかはしつ、ともかうも、此ひとりをたに、たのもしきもの
にして、我子どものゆく末もたのみ聞えはやと、おもひつゝくるに、いかな
るまかつひのたゝりにか、葉月七日といふに、又にはかにやみのゝしりて、
八日といふ曙に此人さへそ、はかなくなり侍ぬるは、ゆめに夢みしこゝろ
のみして、くちをしう、かなしき事物ににす、人々の、かしこういさめたまふ
を聞て、やゝみたりこゝちもをさまりにたれと、尙うつゝとは、さらに
おもひもわかす、

夢ならばとくさめよかしこのうきをのちのうつゝのかことにはせむ
せきあへぬなみたをまたしむねよのみみちては袖のぬれんともをす
しらさりきともよれたらせうき事も我みひとつもつものとは
いとあるにもあらぬみの、すぐせのつたなさはなくさめむかたなけれ
と、またやゝおもひかへして

君の爲よのた免おもふものゝふの清きこゝろを神捲しるらむ
また

おのつからうつろふよりも吹風にちりて花をよもをしめゑ
今はいかに、おもふとも、かひなきことゝ我はわれと、おもひさましてもは
へるへけれど、ふるさとおはする母君の、なけい玉ふらんほと、いかにと
おしはかられて、あはれにも心くるしくも、いかにこしらへてか、なくさめ
きこえんたゝ

千代までもあほなからへてひこそえの小松か末をみ捲なをを君

今よりは縁さしもことに生出むふた葉の松の末をこ捲きて

こゝろ物せるをたに、おほしたてさせぬ人など、聞えやる物から尙折々は
駒なへて歸る日いつともそれはあきも見られてつるかなさ
かゝるほとに、ふるさとよりとて、消息あるにとる手も、こゝろもとなう、ふ
んしめときて、なみたにめもみえぬを、たとるゝうち見れば、母君もたひ
らかに、いとかしこう、たけきものふといへとも、えもおよひかたう、あり
かたきまで、をしうて、何事も、よのことわりを、ふかうおもひとりて、物した
まふに、少しは、こゝろも、おちの侍りぬ、やうゝおもひつゝくるに、誠にこ
のふたり、かくいたつらになり行し、そのもとはたゝ、國のみためをひたす
らにおもひあまれるこゝろよりさるいみしき事のさまにも、なりにては
へれば、色をもかをも、しる人にまかせて、

もゝとをの後もくちめやゑくはしき名をたち花のたちかれぬとも
うた事は夢となしてもとゝめ置名を幾とせもさめすあらなむ

また

あまかけるたまの行へち九重の御階のもとを尙やまもらむ
なとかゝるはかなし事を、手習ふやうに、かいつけるを、こゝろやりにて
うき月日を、過しつるまゝに、閏八月の廿日あまり七日といふに、からくし
てと、あきらかに、さはやきて、我子もゆるされ侍りて、歸りまうてくるに、か
なしきものからまつむねにうちふたかりて、

うせしさにつけて今更かなしさのまた立かへりぬる、袖かな
かゝるにつけても、あらましかはと、口をしき事はた多かれと、とまれかく
まれ、かうひとりたに、つゝかなうて、歸りつる悦ひに、せめてなくさめ侍り
て、なほ行末此なき人々の心さしを、さしつくらむをのこ子ともはへれば、
さりとも、とりかへしつへきよもあらしやはと、せめてねんしてたのみ思
ふもいとほかなしや、

たのみこし二木の松のかれしよりそのわかはえの末そまたるゝ

又あるとき、なき人々のこゝらの年月かいつけ置玉へる、文ともを見あつ
めて

おきて又たれかしのはむなかれてのよにもたえせぬ、これの水くき
なかれての世にもつたへむものゝふのに、こらぬ心水くきのあと

二 時世詠歌拾集之事

題しらす

勸修寺宮

すかたをば墨のころもにゑつまとも心を清きや万とゑ万しひ

述懐

徳大寺實則卿

世の中ちうつりよけりかいにしへのゑめしよ引んかあ弓もかな

題しらす

仙臺中將

おして見よ異國ひとのちあらよてや万と島根のうこくものかは

採穂録卷四

題しらす

因幡中將

もみた川墨よきたれし武士を賀茂の水にて洗きよめかわかむ

題しらす

伊賀中將

えみしらかよせきぬりとも二見瀉岩よくたける波とあさあし

題しらす

平正雄

命あらはたも来て見む武藏野のをそなか末よかゝる月影

題しらす

源久道

物部の弓矢とる身も耻かしや且か大君のぬけき御こゝろ

題しらす

下間少進

討攘ふ時し來らは今のよもなと神風のふかておくるき

題しらす

よみ人しらす

君のぬめよのため身をは捨よとて且かたらちねはそたておきよ紀
もかなしやよよものふと生れをはかゝるなけきをあらまし物を

題しらす

よみひとしらす

大君の正しからすと怒りたすえみしきためる時そ來よける
留めたりし御國を思ふ一筋のき真心をあかたかき後り
ぬすれらをかために出しも國の爲よしや其名をたゝもあれ
まのびかね君の爲とて武士の思ひたちぬるむさしのゝもら
とても又詠むるしともおもやへす涙よくもる九重の月

曉の雨に

かくなりて猶思ひねの故郷の夢驚かまけさのそる雨

春雨に驚ろかされて覺て猶うつゝる殘る母の面影

題しらす

小山重園

雲井よち澄月かけもありなからなかはよかむ春のよの空

たいしらす

よみ人しらす

降積る雪の松か枝時來ればあらしよ高き音や立らむ

かゝらしとかねて誓ひし身なれとも猶おもはるゝ故郷の空

題しらす

大中臣國臣

春秋の御幸もふえていたつらよほふ都の花紅葉かな

君か代のるまけかりなわかねてより身を花守とかりけむ物を

いさたれも行て折あむもみち山とともちるへき色を見え鳧

たいしらす

よみ人しらす

おほそらをてりゆく神やえらすらむ君かぬめふとのこまこゝろを

題しらす

よみ人しらす

雲の上に君すすものをくぬかみよかりのちきりを何むまふへ巻

かみをそき名を東行と改めし時

高杉某

西へ行人をしぬひて東行人のこゝろを神そしるらむ

題しらす

宮部増實稱册

いさことも馬よ鞍おけ九重の都の花をちりあむものを

春興

一從晦跡遁寰中、不問人間達與窮、門外青山屋後水、暮春諷有冠童、

湊川覽古

加屋盾行余師友也

楠公蹟在湊江灣、此地出師無復還、一死未全酬陛下、七生爭不念人間、廟謨已

矣東流水、大節巍然北峙山、欲讀碑文何忍讀、滿襟隨淚自潛々、

周防逆旅製

澤宣喜朝臣

魯抱杞憂誤席謀、區々三十六春秋、海島更無田橫客、山林豈有伯夷儔、韜蹤似踏

岩倉月、養志欲吞湊水流、只愁荏苒空窮死、不向中原曝鬪體、

天津日を仰々よつけておもひ出よせめら御園の高花光を

春川公謠韻兼述卑懷

加屋楯行

臧否何嘗識、廟謀後來或懼魯春秋、膺懲無路報先帝、意氣徒羞許舊儔、縱有仲

連踏東海、還令祖述誓中流、殘星豈是偷安志、苦思王山朽鬪體、

大中臣園臣

ひゑたれの袖くゝりして九重の御のものと花をなか免む
雲井にもかよふ心をおくれねときこり草かる身をいかにせむ

たいしらす

伊牟田永頼稱平

鹽沫のなれる夷か島根まで吾大君の春をぬけらし

千早振神の御威稜をかゝむらむはすら猛男と生れし我を

身をいかよ盡さむいかよ大御世のめを夏の露は深く報む

鷺鷹のぬけきつもさよくらへてもおくれぬものは心なりけり

別同志

柴山某稱愛

別れてもまた逢事のなからめやす先ら御鋒のつよき日なれば

無題

藤原綏猷稱内介

天下滔々億兆民誰將良策攘邊塵扼腕憤激豪談客多是貧生長死人

贈松邨先輩

清河正明稱八

斯懷微志至遠陞樽前每見淚痕垂徒手俱圖報國策亦心偏誓致身期

聖王艱苦一朝迫臣子儉安百事移草莽義兒獨不忍空吟櫻下俟花時

遇感

同

今日所貴苦節士致身盡力先期死人望已歸名分明誰疑功業成與毀孫郎斫案
果何情江南立殲曹瞞兵從容處敵安石略符堅百萬一時傾竭胡盜破唐名器河
北獨唱顏家義睢陽不屈張巡節天祥乘節宋末地甲興之伏異邦兒芳勳落々世
如斯怪底百王一代國會莫一箇揚義旗

三 又次漫士編撰之事

進取餘編

皇國蒼生又次漫士集錄

大橋正順字は周道訥庵と號す江戸の人正學を興起し名分を明かにする
を以て己か任とす其著す所關邪小言元寇紀略等遍く海内に公行す文久
壬戌正月十二日罪を得て縛に就き江戸獄舎に下る其秋七月七日病に因

て獄を出、宇都宮の藩邸に幽居す、此月十二日、遂に起す、年四十七、谷中天王寺に葬る、吟其詩三首を録す、

刑屍累々鬼火青、枕頭時覺北風腥、婆心憂世夜難睡、起自窓端見大星、
白癡相率慕腥羶、漸看華民欲祭祆、撲滅妖氛果何日、慨然撫劔問蒼天、

尊 王攘狄豈無時、何計危言却被疑、今至蓋棺吾已矣、
秋津洲裡一男兒、
の子陶菴獄中
作二十首の一

兒島矯字は強助、自ら葦原處士と號す、下野宇都宮の人、幼年水戸に遊ひ、
贊を藤田東湖、及び茅根寒綠に執る、壬戌正月廿八日、縛せられ、其歲六月
廿五日、江戸の獄中に死す、年二十六、其囚るゝや、自ら處士強助墓の五字
を大書、述懷絶命の詩歌、數十首を爲る、今詩三首歌二首を録す、

上安

聖主下安民、誓與姦臣不戴天、一笑椒山胡銓輩、空將疏奏逞豪權、
廿年鞠育未酬恩、世事多難頻走奔、紅淚數行燈下別、點而再拜大乾坤、

愛讀文山正氣歌、平生所養願如何、從容唯待死、就刑所、今日九原知已多、

二荒山ぬたゝひ國よかへらしとちかふこゝろを神たゑるらむ

大君のうたよこか身をくらふれを旅寢の袖乃露をものゐを

平山繁義、兵助と稱す、常陸の人、往年醜虜の跋扈を憂ひ、同志二人を伴ひ

亡命、上國に赴き、泉州に抵り、其二人逮捕せらる、是に於て頭髮を剃り、微

行、關東下り、壬戌正月十五日、江戸坂下に死す、年二十一、所謂細谷忠齋な

る者なり、今詩一首歌二首を録す、
皇基、

丈夫據義死何悲、成敗在天寧可期、骸骨縱消武州土、精神留欲護

吳竹のうたふしをけあなれとも緑の色をかへまやあらなむ

吹風よあらねとけふを大君のこゝろよかゝるくもや拂はむ

小田朝儀、彦次郎と稱す、常陸人、沈實にして略あり、嘗て身を園家に致さ

むと欲し、從容として家を出、壬戌正月十五日、江戸坂下に死す、淺田儀助

是なり、今歌二首を録す、

東路のむさしの春と立よしと雲るよあけよあしたつの聲
見よや見よおみかこゝろを花盛り神代のまゝの春よそ有ける

越智通桓、字は士威、顯三と稱す、下野吉田村の人、人となり慷慨、死を見る
歸するか如く、壬戌正月十五日、三島三郎と稱し、平山諸子と與に、江戸坂
下に死す、年二十五、今詩二首歌三首を録す、

生來兩度決必死、二十五年又迎春、丹心一片斃不已、再生又掃犬羊塵、

奮然決起掃榛荆、一劔直當百萬兵、成否元來皆有命、欲留報國盡忠名、

白髮の老を見まて、國のためつくすまこゝろ神はまらむ

斃れあゝ又起も起なまむゝむむか心まこのふれを討盡すがつくる時までまて

黒澤保高、五郎と稱す、常陸久慈郡人、軀幹長大、膂力衆に超たり、辛酉五月
高輪東禪寺、夷人館に闖入し、逃れて身を潜め、吉野政介と變名し、壬戌正月
十五日、坂下に死す、年十有九、歌一首を存す、

たふれらをきた死つくして後よこそ露の命もなと惜むらむめか

高島胤正、萬藏と稱す、常陸久慈郡の人、東禪寺の役、其前導をなし、逃て潜
匿し、相田千之允と名乗、壬戌正月十五日、坂下に死す、年三十七、歌二首を
存す、

とくかはのきよき流れのさかあみをまつめてやはあるますらたけをが
むら雲わかれと君にさそれてうたよそなれし月をなかめむ

河邊元善、在次衛門と稱す、常陸の人、壬戌正月十五日、坂下に赴き、其期に
後れしに因て、始末を長邸に訴へ、從容自盡す、内田萬之丞と云もの是な
り、今詩一首を存す、

五更月落凜悲風、別母捨兒奈此忠、皇國存亡人不識、斬除奸賊報天公、

横田祈綱、藤四郎と稱す、下野真岡の人、辛酉の冬、國事の爲に出奔、坂下
の擧、椋木石黒等と共に奔走周旋し、爾後其所在を知らず、今歌五首を録
す

坂下のちりを拂へとまかとの神のさたそふふち風もかな

大君の御こゝろかしこむますらをか時しかしとていかてやむへき

皇神の誓ひのまゝよかしこみてよもらてやあるやまと島根を

大君のみこゝろをむとたやいつ夷よせくる浦安のくよ

いまさらよかておけかむかねてより國よさけし身としおもへお

横田昌綱、藤太郎と稱す、下野真岡の人、父祈綱と共に身を園事に致さん

と欲し、坂下の列に入り、其事を周旋し、壬戌正月晦日捕はれとなり、其歳

六月十一日、江戸獄舎に病死す、年二十二、今歌三首を録す、

るきかまのとかまをむねよとたおけはまこのふふれをきたためさら死や

まかつひの神のまかこといかよをむそらひきよめよ二荒の神

やすらをも涙よ袖をしやりつゝ夷きよめてまかると思へち

河野守弘、氈屋と號す、下野大道村の人、嘗て下野國誌十二卷、南朝百首一

卷を著す、乃ち三島三郎の祖父なり、今歌二首を載す、

老ぬれは國よむくいむ真こゝろもあるよあひなきよをそこす哉

大君のおもひのまゝよ日のもとをいよく清くなるそうせした

小宅高保、文藻と號す、下野真岡の人、頗る義氣あり、嘗て夷狄の強梁を惡

み平居の談尊攘の説にあらざるなし、老たる故に、家に潜居す、今歌三首

を採る、

皇國をまもるこゝろの壯士を日本の花よそありける

老くちてよしや野中不斃るとも大和こゝろのかとたゆむへき

君國の爲としきけはなましめのかため恥ぢうらやましけを

石黒簡齋別に澹雲と號す、伊豫人、某侯の藩士なり、世の奇變を嘆し、薙髮

し亡命し跡を山林に匿す、嘗て坂下の擧を周旋し、壬戌八月六日、江戸獄

舎に病死す、年二十七、詩歌各一首を録す、

只合是非期百年、袷衣辭世復聊然、迂儒多抱陳編老、壯士元羞瓦礫全、邊海風

腥鯨鯢躍、

帝閣雲黑旆旌懸、男兒自有男兒志、一任豎孺呼大癩、

あなうれし我大君のみこゝろもるかてやままむとしと思へむ

懸緝字は元吉六石と號す、下野宇都宮の人、屏居に因て出す然れとも、隱然持正の力少なからず、今詩二首を録す、

冠履倒置事國讐、聖旨抑塞不得休、神怒人怨敗在近、誰道悠悠歲月流、次強助之韻

身死囹圄縲紲中、心與青天白日同、一言贈君々記取、朝廷分明知其忠、葬強助

小山弘字は毅卿、春山狂夫と號す、下野真岡の人、壬戌正月廿九日、逮捕に就き、諸子と共に、江戸獄中に在りて、養浩日記、留丹稿の著あり、其秋閏八月廿七日、放還屏居す、今其詩五首を録す、

一稔寒燈照席紅、劍舞聲高氣勢雄、不是尋常離別比、生死誓期恢復功、送諸士之東

人生得失本悠悠、奇變如斯亦曷憂、唯爲北堂老親在、數行涕淚落難留、就四

今日同然縲紲身、從容何肯說悲辛、獨憐咫尺隔庭地、唯聽語音不見人、石橋驛

旅與強助同宿而不得見

單身一自獄中下、疾病死生唯任天、縱遇妻兒離別苦、聖恩難忘三千年、獄中

病疫

慘雨悽風日月移、此中情況有誰知、冤魂一去音容遠、耳底空留絕命詩、吊關士

任

菊池教中の母、民子、歌集二卷あり、嘗て子教中に示す二首あり、今探録する者是なり、

まべらぎの御國おもはぬたつな花いのちもあたよちらさずもかあさきにはふ時こそあら死ものふの心の花よあたよちらすな

大橋正順の妻、卷子は民子の女なり、其志操男兒に劣らす、夫の囚中籠居の著述を、夢路の日記と云、今録する所、皆其卷中より抄す、

皇のみくよを思ふまこゝろよあ死のめくみのなからましるち

世の人を音つれぬえし我宿をとふも嬉しき春の鶯

もろともに語りあそむ折もかな今のうさをもむかしよはして

むさしの露と消行ひとよみもおくる袖のゑるかたそなき

君の爲よのため思ふものふの清きころわ神そしるらむ

兒島強助の母某其子の拘はる後江戸に出て、動靜を伺ふ、詠懷の歌若

干あり、壬戌八月八日、暴疾に依て、客舎に歿す、今二首を採る

かねてよりおもひさためしことなからさすかよう花を別れなりけり

古もかゝるあけきちあまそみの濱の眞砂の數えらぬまで

強介の妻、操子同く江戸に微行し、夫死する時、自ら其遺骸を埋瘞し、髪を

断て寡居す、實に貞操の奇女なり、今歌二首を載す、

をるらきのみためよ何かいとふるきけふの別れそいと嬉しき

なからひて花をまつみよあらねともぬ、九重の春をぬのみよ

今此の冊詩歌を以て集、而して其意詩哥に在らず、故に句法の不協聲律の

不調、更にこれを撰ます、唯其志操如何を觀るのみ、夫菊池教中岡田松本三子、及び川本氏、椋木潜等か如き此集尤欠へからずの人なり、惜らくは余未だ其作を見ず、故に遺して他日の補録を待つ、時に文久壬戌、晚冬念三日、南窓、午涕涙を灑て識す、又次漫士

四 培覆論 壬戌正月二日筑前人集著
薩人に與ふるもの

一橋を將軍とし、越前侯を後見とし、其外可然、人才を撰みて有司とし、幕府を扶て以て外寇を攘ふとす、御説は、去年來堀大窪兩兄よりも拜承仕且當春密表之趣も、矢張御同様之由然れば、御一藩之定説歟と被察申候、乍併實は幕府の犯罪を正し、天朝を尊奉し、内政を整へ、外夷を御攘斥被成度、御了簡に被爲在候得共、若然する時は却て内争を引出し、外寇に隙を窺れ終には恢復も攘夷も行れ間敷哉との御懸念より、止事を得ず、權道御用被成

候との御趣意一應御尤に相聞申候へ共其説は癸丑年砌幕威の未だ衰へ
さる時の事にて既に宗族には水戸烈公尾易卿越前侯杯打揃はれ列候に
は順聖公を初土州宇和島侯など色々手を盡し忠告竭力有之候も却て淫
罰を蒙られ一事も行はれず候子細は已に英斷録にも認置候通天然の歸
する所にて徳川氏の自滅するゆゑん無疑ものか勿論其比まては久敷徳
川に制令を受候餘恩も有之人心いまた全く離れざる時に候得は右良族
賢侯等之策尤當れりといふへし若其時誤て事を舉候得は承久の亂の如
く却て關東の爲に傾覆を取候事必然を然るに當時の勢は江戸旗本をは
しめ府内の人民に至るまで聊物を辨へたるものはみな幕府を恨み悔り
候程の事にてまして諸國の士民は路頭の咄にまで不斷悪口輕蔑いたし
候程に至りて幕府をいかに扶け候とも徒骨折にてとてもかくても行れ
間敷迂論窮るといふへしたとへ

天威を獎奉りたる上 勅詔下り候ともいかなる人あれば一橋侯を城中

請し入可申哉益姦賊は姦計を震ひ當將軍年若とはいへとも廢官を快と
は思ひ被申間敷夫は兎もあれかくまで天道に叛人心に離れたるものを
何を憑に力を盡へきや畢竟天下の大勢を知られざる僻論といふへし唯
形を御覽被成たる上よりの事に御座あるへく候惣して大小衆寡は形に
て畫圖にて見られ候ものにて約る所死物にて御座候人心合離強弱張弛
は勢にて邊陲に居ながら見られ候ものにては無之極て活物に御座候こ
れに因て考見候に先日向田にて之御議論の出る所形を以御覽被成候處
より起候歟と相窺れ候古來英雄豪傑之所置多くは勢に據て形には拘り
不申歟譬は元弘之亂新田氏わつかの兵を以て鎌倉十萬の勢を追落し候
も北條氏の人心離れたる故にて義助の見たる所は則勢にて御座候是又
大小衆寡はにおいて論せざる所にて御座候さて先日敵の多ければ多きは
と味方のしまりと申上候もこゝらの事にて所謂小敵の強は大敵の虜と
申類にては決る無御座候怒氣を發候餘り細密の辨論にわたりかたく一

時の暴言は御ゆるし可被下候且當時天下の勢はたとへば帆船の河水を
沂か如く風帆は台令の陽形にて水流は 綸命の陰勢に御座候得は一度
順風を止しむる時は忽ち水勢に隨て流れ下り候義必然之勢に御座候其
上包桑之勢ひたる幕府を壓倒成かたき位之 御微運に被爲在候は、い
かに我々如き微臣粉骨を盡し候とも恢復は勿論四夷萬國を蹂躪し東海
に帆影も不見様夷船滅殲は思ひもよらざる處に可有御座候能御考へ候
へかく迄犬羊の夷等に踏付られ候やうなる勢に相成來候時節久敷 御
隱居御同様にて九重上に被爲込楊柳桃李之手に御生育まし、く、なから
古今不世出の

明天子適 御即位被遊候事決而偶然たる義にては有之間敷必冥々たる
天祖大祖之餘烈おのつから相顯れ候ものにてこゝに至 天朝恢復之明
末を扶けて西土の主とし三韓の如き舊貫に復して日本より府を立て年
貢を捧けしめ永く兄弟の交りをなし我を兄國とし彼を弟國とし力を合

て百蠻蟹文の戎奴を馭制し諸蠻屈伏華を以て夷を變し天之所覆地之所
載萬緒億端我 神州より興起し 皇化の四表に光輝する時節到來と可
被思召安愚見之處大略如此御座候返す、天命人心に御戻り被成柔弱
之御説はいつ迄も御除き被成候様乍憚御異見申上候穴賢
右之説は全く 御親征にあらされは

天朝恢復は難相成と申處より起り候譯にて御座候 御苦勞は申迄もな
く無勿體事に御座候得共天命の歸する所勞の一つに御座候は申迄も無
之御案内之御事と奉存候
御親征之功ある事は承久之亂義時如き大惡逆さへ泰時引返し相尋候時
の答に若し

上皇の御親兵に逢奉らは脱甲斷然奉
命之外更に處置あるへからすと申候事御座候へは 鳳輦錦旗動き候時
は乃に不血して忽ち天下一統し候義疑なかるへし一着の上は朝鮮遊歴

長毛匪の交會相樂み居申候可笑

天皇は神よしませちうち外の醜の夷等ふちむかはめや

壬戌正月二日

國 臣拜

道隆賢兄 道―は柴山愛次郎

寒翠賢兄 寒―は橋口莊介

別紙尊藩之伊地知君と歎之説にエドロフ歎カモシヤスカ歎に
王城を遷し是より日本中央になさんとの説は寇萊公の氣象さてこそは
攘夷之策も可相立大に甘心仕候季文子か如きは竟に臆病に陥り候もの
にて首を畏れ瓦を恐るゝ時は決斷は出來不申兎角斷して死地に入り無
策の出策に無御座候は實用には無之限事に用ひられ不申候はん歎

採襍錄卷五

一 轟寬胤書簡之寫

爲乃兄弟繼續於父之志獄中上書草稿進候點抹書入添削字消皆父之病間誠
心之所寓可被致愛敬拜撫如見父熟省候雖乃九藏爲若輩父一同
禁闕爲御守衛被差出八月十八日之始末凡親敷致關係其已前畏も
朝廷より金子頂戴をも被

仰付冥加至極難有其元之御身に有之彌以勤 王大義忠孝赫然被相勵候は
勿論なり併若輩にては其筋疑惑之儀も可有之從同志而教誨切瑳可被受候
住江甚兵衛殿同御隱居眞之義士其選也正整嚴肅御依頼可有之候父別て荷
其鴻恩候事物にも難忘乃兄弟忠も同様にて報謝可被置念頭候小坂殿一家
山田十郎青木彦兵衛佐々木淳次郎松村大成加屋榮太皆父之所畏敬之人傑

也他日御免にも相成候は、可趨走受指揮候夫立志在存養々々在閑適々々在自得々々在快樂々々無他賢凡不肖之所分也賢樂義不肖好利雷凡也與賢居嚮義與賢不肖居走利知子不如親乃兄弟凡矣不可與不肖居可與賢焉向後可被致浪人候得は笑止とも耻辱とも見侮候人も有之候へし夫は時流之人にて非知我等は御拘有之間敷候我等父子 國天下之御爲不可不盡力御重大之御儀及盡力懸る罪咎之耳に被 仰付候處は奉恐入候へとも初より甘み御受申上心廣體胖奉對 天地所愧慙更に無之唯々加謹慎心術之御工夫專要也大丈夫可勉強大一等之事浪人と決定致候へは其心不滯凝于外物志さへ相立候得は存養閑適自得快樂之地其人之分限に應し如何とも可成就自癸丑之年至今日迄死于

王事忠臣義士十には七八浪人也乃兄弟表準父之志不仕二君不求利祿鍛練文武壯勇士氣沈潜不動時之至を可被相需也其中今日之生活には當時柄武士之嗜共可相成武器類之細工成とも心に致好手に合候事近津へ相談之上

早々御打立可然候右細工手に入候迄は困窮可被致候へとも志士仁人無求生以害仁有殺身以成仁夫天之將降大仁於是人也必先苦其心志勞其筋骨餓其體膚空乏其身行拂亂其所爲所以動心忍性蓋習其所不能に有之候間兄弟和順同居同室にて父之遺訓被致精勵吳候は、御先祖代々轟家之面目父死而瞑目候蔡元定臨別諸子書曰獨行不愧影獨寢不愧衾勿以吾得罪敢遂懈其志老父於是亦言父にも何れ不遠黃泉之客に可相成此身御不審中に有之候へは屍刑罪被 仰付候歟亦は捨方被 仰付候歟未相分其代父之數十年來之剃毛切爪紙之古袋に幾箇も有之候を淨光寺先塋東側祖父様御並可被致埋候屍下賜候共此例也墓上には段山之庭に父之樹置候楨之索性枝舞長成之勢有之撰一本可被樹其下棒木に面を付父某君墓或は遺髮墓と書建之義可配遺物可被配之石塔無用也若罪御免にも相成候は棒木を石塔に代家訓に被據候は心次第楨は後迄も長成之事牌子之事當時高孝妣君は其元より五代之親に被爲當候間式之通可被扱候間慎追家訓牌取之跡之御座は其儘本

之通竈中に可被納置候父事存念有之候間竈中御列不被納此上書艸稿此上
 を奉公紙折懸にいたし正面に轟寬胤君神位と書別に神竈を求新堀に出
來合有之其
 中に被納半間之柵奇麗に拵注連繩を張其真中に嚴重に被据可配遺物は配
 之父並下に可被据也拜禮供物等之事牌子之式に同じ每朝燈水を獻可有拜
 禮候當天下御園家御爲守護子々孫々之忠孝乃兄弟年未二十歳内可被致妻
 迎家門之繁榮實に依子孫之衆多候也九藏殿事御咎中引入之由如何様之被
 仰付候歟可被謹慎奉恐入居隨分萬事謙讓之心を以人を被恭遜祖母様御初
 御孝養專一に存候父事彼是眷念可被致父決死之節政府之様に筋々差出置
 候遺言相通候哉案申候今改而不申入候何も御放念之事近津水前寺段山鶴
 迫谷可被致尊敬は勿論何事も依頼謹可被受其差圖候父より宜敷申候以
 頼入存候慎追家訓合一冊友竹精舍文集二冊受問錄一冊未作冊文章三十篇
 計右父之書稿に亦精心之所寓に候間大切に御先祖様御遺書入置候三段
 黒書之物箱に一同に御納可有之文章類可然人も有之候は、校正御頼被成

度其人之見立肝要也藏書類目錄を拵一部一冊をも記之不散亂様大切に可
 被致讀誦候二月廿一日御城内本牢に被差移候處坂崎氏津崎氏懇切に被致
 吳別々津崎氏は世話に相成申候兄弟當在心事右迄申入候間病臥に亦意之
 所不及御推量被下度早々頓首

歳在甲子四月十八日

轟 武 兵 衛

寬 胤 花 押

轟 九 藏 殿

轟 學 殿

二 轟木武兵衛寬胤獄中上疏

天下御國家重大之御儀不肖微賤之身を以妄に體任仕候は奉恐入候得共體
 任仕候人無御座も亦奉恐入候恐入與恐入輕重相見自體任不仕候は彌増

奉恐入候間決心而體任仕爾來凡十有餘年以此交人以此事君以此立天下所謂如此而生如此而死其數三矣欲掃攘外夷解萬民塗炭之患苦輝日本之武威於地球內使彼悉皆馴服一也

皇威弘張 王業復舊置 皇國於泰山之安以奉 叡慮二也此二者之基本立自御國御國之盛德を天下後世に垂三也今願所其立而交良友故人十八九死於

王事矣寬胤獨何人也於此三者三會其機無一赫事而碌々長久於世矣今日之事不可不窮必死而勉強焉癸丑之年七月江戸詰被 仰付同九月江戸著仕墨夷入寇之次第悉詳之實不堪憤懣之至慨歎仕候得とも可致様無御座於是多與天下豪傑之士結交天下御爲御國家之御爲如形周旋盡力仕於御國は故米大夫を初段々愚存之趣奉言上候其略當時滿朝之御役人柔弱如婦人恐怖醜虜之矯嚇衆難塞胷長談不能及一之決之字復々御因循に其機會可被爲失之萌眼前に御座候間何卒

太守様此處被 思召上被遊御登城於大廣間是等之處御論判攘夷御先鋒被遊御願取候は、大者立小者從朝議御變遷一之決之字に被爲及候は必然之儀に御國は莫大之御人數被召登置候御儀に御座候得は脇邊御構無御座攘除自御國被遊御手初度其大機會此一舉に可有御座候間何卒早々可被爲有御決心其趣談上言仕候へ共到頭其儀御採用不被 仰付殘念に奉存候又與天下之士計置候事も段々及變態混雜其中羶類も及退帆候間省其身之不肖退而沈黙仕候是失其大機會一度に御座候其後京師不穩に付追々爲聞方人差出申候島津三郎殿上 京之儀壬戌三月中旬に御座候處從前年承知仕居右に付は追々同志中談合等仕候儀も御座候内詔承候へは三郎殿説は是迄關東之御處置御違 勅意御遵奉に相成候様取計若御用ひ於無御座は兵馬之力を以相糺可申との事田中謙助有馬新七杯存念は於京師酒井若狹守様奉腦 叡慮候奸吏共悉討取關東之罪相糺と云小松帶刀大久保正助等は三郎殿田中有馬に不相

拘東西に懸專旋計策候由當時 京師之間諸浪人馳集不容易企御座候向種々相唱既に天下動亂之萌も相顯人々懷危疑居候折柄島津氏此兩端之説を持上 京有之候へは 京師表如何成大變出來候も難計諸浪人之模様九州諸藩應援蜂起 臣之周旋盡力之次第は此時委細奉言上候通に御座候乍恐於此方様

天朝之御危難可被遊御傍觀様も不爲在

玉體を奉驚動候様相成行候は難相濟御座候間 宮内御二方様之御内御

上 京

禁闕被遊御守衛若不軌之者近 禁闕候は即御取鎮近者無御座候は、只々嚴重に四方に無御構被遊而已御模様に寄 天氣御伺令を四方に被遊御傳候は、執簡而旋廣所謂破竹之勢に天下誰人禦之是其大機會に可有御座候間於 臣別段上書仕同志中打揃奉願候仕合に御座候得共其儀不被爲叶御模様に付御人數にても被差登度達る奉願候處一旦相州御備場御人數御引

上に御差立候へとも從途中御模様被爲打替其儀も御差止に相成失千載之大機會遺恨如山殘念千萬奉存候其後愈以 京師不穩趣に御座候間同志中上書上言只管奉嘆願候通に御座候處霜月中旬 良之助様被遊御上 京於 臣儀も御供被 仰付住江甚兵衛殿宮部鼎藏一同 京師表聞方諸事御著前御都合仕置候様御内意を以御先に被差立冥加至極難有仕合奉存候然處御上 京混物被遊御延引候に付は 京師之御受如何に可被爲有御座候哉奉眷念實に踏薄氷心地仕罷登彼是非常之心配をも仕乍恐天朝之御模様竊に奉伺候處流石御大國に被爲在御受先七八分御座候間實に再生之思をなし難有奉存候尋る 良之助様御着京非常之御英斷三條様は勿論因阿兩侯御列正義之御方々被仰合日夜御苦心被遊御周旋候に付人々改耳目當時加御國除薩州肥長土三藩と相唱奉贊美候 臣儀御陰を以十死一生之盡力度々仕上冥加至極難有仕合奉存候然處二月中旬俄に御下國之御模様にて御供被 仰付御内意御座候間段々存念御内意申上候處於御國

海防之儀に付被 召仕御用御座候間被 召連御下國可被遊との御儀に御座候間今日 京師御黨派相立禍心包藏幸未表發仕候へとも累卵之勢醸申候に付_あは暫御滯京に_あ被遊御盡力度同意中より御内意申上候處於御國許無御據儀被爲在此節は是非共可被遊御歸國候へとも 京師表若御變動も有之候は、何時にても御上 京可被遊廣吉半之允列可被御殘置候との御儀に御座候間乍恐御盟申上候程返々奉願何も御請申上候_臣儀御發駕御前日に關白様へ御暇乞奉參殿明日歸國仕候間爲加拜謁歸國仕度奉願候處從關白様被爲_て以諸大夫御意に_臣儀於

朝廷御用被爲在候間今暫滯 京仕候様被 仰付筈に候追付筋々御達可有御座幸參殿仕候に付御内分被 仰聞國許之模様如何にて可有之哉拜謁之儀は今日に不限候との御儀に御座候間直に罷歸右之段奉伺候處早々御斷可申上旨被 仰付御附役御目附被差添重_る奉參殿_臣儀於國許海防之儀に_{大矢野次郎八中西傳右衛門}付無據用向申付候筈に決定仕居且又同志共に_あ年長にも有之旁供方申付

置候間何卒滯 京之段乍恐 御免被 仰付被下候様御附役_方御斷之御内意被申上候間於_臣も此趣を以強_る御免被 仰付被下候様奉願御供に_あ罷下申候此節之御上 京 良之助様不一方御周旋嘸々御心配爲被遊と難有奉存候唯恨は昨春被遊候は、御功必倍之併 京師表今日之勢にては不遠季孫之憂不在顯奥蕭牆之内に可有御座彼是奉配慮眷念居申候處同五月禁闕爲御守衛被差登大坂にて姉小路様御變承知仕_本自推其不脫 京著仕候處右御吟味御用懸被 仰付姉小路様御儀は於寬胤別段御懇命被仰付天下之御爲は勿論私を以ても難默止處強_る被 仰付候間御請申上薩州田中雄助_{平イ}一同被召捕入獄被 仰付置候仁禮源之允初段々被及御吟味其由來得と熟察仕候には形跡如何にも中川宮様歎薩州家之手に出候向に相見證據も御座候間宮様御家來伊丹藏人山田勘ヶ由被召捕御吟味被 仰付候先是既に薩州は九門内御差止於宮様も何と無御參 内も不被在御引籠に相成近衛様二條様徳大寺様御始御同腹之御方々近衛様御別業に_あ御出會被爲在

候御模様愚陋之會津家俊諛を以て其間猥に往來猥に武力を以致横行何共不
穩次第に御座候間何卒無事御鎮靜に相成候様本ノ京師一體之御模様を奉
拜察候に紀綱不振上節目不明下管轄無法多々不辨猶欲激風俗勵士氣弘張
皇威只管求治給事御切迫にて如何にも事混雜に而已罷成角々之御手詰不
被爲届癸丑甲寅之後奸臣横道忠臣就戮 朝廷今日之御事體に被爲進實に
天命にて人力に無御座候間先當分之處御地居爰に被爲据使人明其耳目知
其方狡黠不得爲姦暴慢不得法御本根を大丈夫に被爲堅正々堂々被遊御進
步度奉存候得共微賤之力に及不申其比於
朝廷は長州願立之儀に付被爲在御混雜姫路藩河合惣兵衛存附にて水戸藩
梶清右衛門申合於關東將軍様には
勅意被遊御遵奉候へとも根本攘夷之儀に至り兎角に御役々御因循に相成
將軍様と相違仕候へは如何にも殘念に候間今一應水戸紀州尾州津山を初
上 京之諸侯申談是非共

勅意御遵奉に相成候様咄合相調候由にて於御國も何卒御内意被下候様子
と相談仕候に付此議彌以調達仕候趣にも有之候は、
御名代衆迄申達御模様により可奉願所存にて彼是心配仕候内十八日之變
に相成申候夫五夷雖賤強敵に罷在候へは海内一致人心協和之力に無御座
候亦は拒絕攘除難相成君臣之大倫根於天性天地之常經無御座候は、所存
之筋も御座候得共空敷吞聲申候中川宮様會津家島津家殊更寬胤是迄之所
置を被爲憎會津家より已に討手之人数をも被差向候模様に付從大佛本陣
寺町淨華院へ引取候儘來候は、一戰毎夜貫甲冑隊長初凡三晝夜待懸候處
其中南禪寺御本陣臣儀一人にても南禪寺引取候様御内意御座候得共何
之色も不見爲逃去と被申唱候亦は彌御國辱に相成可申候間事分り候迄は
引取候儀御斷申上候處御名代衆深御懸念に相成種々懇篤之心配を被爲持
御國へ被差下候其砌三條様御落着何方迄も罷越得と奉伺 御前様被遊御
安心候様御奉行迄申達候様被 仰付八月廿三日 京師發足罷下り候途中

大坂表にて河合惣兵衛へ邂逅仕候惣兵衛儀は腹心之朋友に於此節之一條始終及相談候儀も有之於姫路大臣之後に屬し得君寵幸當時於國侯は第一之御老中職に被爲在右惣兵衛從是直に關東へ馳下此節京師大變之次第前後一々及言上是非曲直之辨明于天下候様從關東御所置有御座度御進め可申上左候得は板倉様當時正義之御聞も被爲在候へは其趣談如何共相成可申と存付候間惣兵衛へ申候には此席之大變中川宮様始乍恐奉疑惑候は御同様之儀に候惣體天下國家之禍人之懷疑惑候より甚敷は無御座當時醜虜之毒迫腹心海内一致人々協和之力を以て拒絕仕とも寒心仕候其大根元疑惑之筋有之及動搖候は拒絕攘除無思懸於今日は解人之疑惑安人之心定其根本候儀專一之急務に候間自是關東へ馳下り此節始末一々御主人様へ被成言上差寄宮様薩州家には被爲及御手間敷候へ共會藩之儀は如何共可被爲成此節之儀當今御名分正明之折柄其儘被爲閣候は難相濟何卒於會藩先其正邪御糺し守護職をも被遊御免是成物は是非成物は非と被遊御取

計御模様ニ寄將軍様御上 洛にて眞 叡慮御伺與天下之諸侯圖隨天下之望御自身御不行届之處を被爲奉謝乍恐被爲稱臣家茂候御名實至今日何方迄も其御禮被成御採用度惣體八月十八日之儀三條様長州家朝敵同様御實否も無御糺御接待に相成候は大和行幸御異心被爲在候に付之儀と取沙汰仕候得共是は實御冤罪に於大和 行幸之儀は紀綱不振上是以管轄無統節目不明下是以多々不辨人心擾煩風俗偷安今一新不仕候は縦令被遊御征親候とも救民輝 國威之御實戰難相成御座候間御實用として本勤 王 大義之御筋に被爲出候事に於其實不可掩右行幸被遊御用意御採用之鷹司様其日御參 内不爲相變處に於拜察被仕候畢竟一昨年來薩州長州中違宮様御偏執其根と相成申たり勿論大佛より御引取後は其罪科難御道儀に御座候得共牽牛而涉人之田奪其牛も亦甚敷賞罪明于天下點陟行于天下禮讓立于天下候様自

宸斷被 仰出候筋は仰付可被成御採用禮樂征伐自 天子出今日之處御遵

奉以救民平天下安 宸襟被成御急務と乍恐是迄被爲對
 天朝御誠心御不貫徹之御場合も此一舉にて可被成御挽回拙者儀は三條様
 御落著所へ罷越何方迄も御靜謐にて被爲盡可爲臣之道其時を可被成御待
 御進め申上御模様も奉伺國許へ罷下り御應援之盡力可仕其大機會此時に
 可有御座是第一等之上策なりと申聞候處惣兵衛大悅天下御重大之儀にて
 一存を以難相成早速國許へ申進家老共と致相談家老之内人數を引罷上候
 上家老一同直に可致東下何様於拙者は 京師へ引返詰合之重役と可申談
 と及約束相別れ候於爰直様長州表へ罷下可申處御船配都合惡敷長州へ罷
 下候舟とては一艘も無御座候間長州御留守居手元へ懸合可申惣兵衛模様
 も承度御座候間同廿七日復々上京仕惣兵衛問合候處雅樂頭様へは此節
 京師御變動之儀に付御上 京被 仰付廿八日江戸御發船に相成申談之箇
 條も不被相行に御座候間雅樂頭様被成御 上京候は、事は反る速に行は
 れ天幸に可有御座早々同所より御出張御待受可被成九月朔日大坂表に

可及熟談申置船之都合等仕又々下坂朔日晝比姫路屋敷へ惣兵衛相尋申
 候處未著御留守居三浦文左衛門へ雅樂頭様被成御著候は、一番に惣兵衛
 被召出此節之事情委敷被成御熟知御定見被爲立候上被成御入 京度此節
 之御上 京は天下安危之關係仕候處御重大之御義に御座候間爲天下及咄
 合と惣兵衛へ相談仕置候儀を委細申聞相別れ夫より惣兵衛船泊に參尋未
 著候に付引取候途中同廿八日惣兵衛國元へ早打に差越置候養子自國許
 早打に引返參候に行逢國許之都合も至る宜敷咄合等悉及成就近日家老
 人數を引上 京可仕段承其夕惣兵衛尋來京師重役之相談國許之都合至る
 能出來候間此上は於此地先盡力仕彌以可窮必死之方候間安心仕候様申聞
 相俱に爲國天下之誓盟相別其後乘船仕九月八日防州富海に著翌九日三田
 尻に三條様御機嫌奉伺候處拜謁被 仰付其後會議所詰御頼に相成候間
 不得止御請申上追々御會議之裾にも伺候仕諸事拜聽愚存之儀も奉言上候
 一體長州御入國後案外國中之議論及沸騰宰相様御父子殊之外被成御心配

直に御諭有之巨魁之族は重御咎も被仰付漸相治候へ共國中之議論區々相別れ兎角に一定不仕於三田尻は薩會に懸説言而已多思々之議論有之御茶屋夜驚計御時體に御座候間於臣等此趣乍奉承知歸國仕候儀は何分不本意に御座候間御動靜奉見届候迄は滯留仕度此段御名代衆へ直に御届申上候仕合に三條様には御進退殊被成御困究已に阿州御頼に可被成御越にも被成御決定右に付は宰相様態々三田尻表へ御出有之達被成御留萬事御取急之御様子に存外議論相進み三條様御初長州御父子御動靜天下之公論に御任せ謹る罪を可被爲待御決定に相成十月廿六日三條様御初山口表へ御引越に相成申候右に付臣等早々歸國可仕山田十郎申談今度長州滯留之儀天下御國家御重大之御儀に關係仕其趣談未調達承候得は酒井侯にも九月十四日と歟被成御參内其翌日歟御東下と申事河合惣兵衛は其前從伏見大早に板倉侯へ御用を持下候様子左候へは如何とか關東に御評談にも相成居可申其内には事相分り可申長州之儀も先一旦御定に

相成候へとも御變も可有御座彼是一人は今暫致滯留一人は罷歸候儀都合に可有御座と申聞候處尤此節之儀兩人へ被仰付候間兩人罷歸言上仕候は、別御前様可被遊御安心先御國堺迄罷越御國之御模様を奉伺可入國則入不可入國則夫より引返し事取片付候上歸國可仕と不晩先御歸國堺迄罷越決定仕度と申候間得と熟考仕候得は

宮内御二方様

眞叡慮御伺之上可被遊御手段御上京之由奉風聞候へは可被爲有御間拔様無御座殊更良之助様へは昨年御上京に宮様三條様薩長會根元入組之次第も被知召上御儀に御座候得は猶此節は澄之助様御初因阿二候御列御申合之上鹽合御見澄し乘其機必上中二策御斟酌之御盡力可被爲在候得共於御國許は如何之御模様御座候哉定種々之議論可有御座所謂積羽沈船に乍恐太守様御疑惑之筋も可被爲有御座京師一體之御模様盡力之稜々奉言上候は、如何にも其御一助に相成可申於是可奉願筋は可

奉願何様十郎申候通及歸國當然之儀相勤盡力之稜同志中及相談御採用可奉願若不可入御國塚有之候は、事終矣暫時保生盡力之筋取片付罷歸志願之稜々力之限御採用奉願延引之罪割腹御斷可申上決定仕山口表へ三條様御暇乞に罷出候處 太守様へ御書一封 御名代衆へ同一封被進候間廿九日三田尻發足宿々無滯十一月四日久留米御領府中に止宿仕候處其夜及深更誰共不知狼藉者四五十人程も枕本近不法に押入來仕懸候模様相見へ何共難心得打果覺悟仕候處其儘逃去一切何者不相分甚以不審之次第に付是非共糺明可仕明迄町役人共四五度も呼出吟味仕候得共同返事に不相知と計申翌五日終日同様有之候間町奉行梶村四郎へ右之一條及取遣候城下私宅迄内分にも罷越吳候様同人家來差越丁寧に申來候間直様罷越候途中におゐて何者共不知二三百人程左右前後より梯棒鐵炮にも理不盡に取懸候に付打果可申覺悟に御座候中自御國之御上意と申候間其儘尋常に被捕一夜二日久留米之獄に罷在九日之夜同所瀬之下乗船十日之夜御國小島

著岸十一日於熊本入獄被 仰付候四日深更狼藉者追拂候後意に曰此體甚怪敷去入相決候は實に瞬息之間に可有之自是引返歟右狼藉者何方迄も糺明歸國候哉熟考仕候に懸る狼藉に逢其地一足も曳候は御國辱に相成可申寛胤之事背 天意候は、縦令引返候とも其成功無覺束若協 天意候は、自然之成功可有之眼前之不覺不取様成敗任 天申候不幸每失三機會日夜繼續千思萬慮座不安席食不甘味欲有 奉報其志未達其忠不得爲忠其義不得爲義俟後世之論定外無御座相成候は實に天命に候不知命不可以爲君子也即可安天命也矣昨臘廿一日廿二日兩度御吟味被 仰付候處當時三條様

勅勘之御身に被爲在長々御側に滯留 太守様被爲奉對 天朝御申譯不被爲在候段委細被 仰聞此處寛胤全心附薄斯る御時節に相成居候とは實に不存寄事に 太守様御申譯不被爲在候と奉拜聽候は實に安兼奉恐入候間右之通臣儀自 京師被差下候砌三條中納言様御落著爲御伺被差廻防

州三田尻表御落着に罷越滯留延引仕候に付は當時三條様勅勘之御身に被爲在乍恐太守様被爲對天朝御申譯不被爲在候段委細於御場所被仰聞此處全臣之心附薄奉恐入候則爲御斷可申上謹而遂一死奉謝重罪萬分一候臣平生之志欲立非常忠義非常罪過亦多死實其分候何卒其志之所灌御憐察被仰付

天朝へ被遊御對之御場合可然被仰立候様偏に奉歎願之覺悟仕候處御吟味之稜被爲在候段被仰聞候間差扣居申候御吟味度々被仰付枝葉之處に至御不審不被爲晴不得止拷問をも可被仰付旨懇篤に被仰聞退而熟考仕候へは臣之行事天下御國家之御爲筋を奉存候義に而私事に無御座難以口舌爭初より功成則銘金石不成則就極刑候は當然之義に而拷問も被仰付御儀且御不審不被爲晴中自決仕候は心痛之至に奉存候得共於今日臣不得止有自重者臣不肖之愚忠畏くも奉達

叡聞御感被遊御落涙候段關白殿下御直に被仰聞其次第一時及震動人之奉

存居候事に御座候且蒙非常之御撰任重大之御役儀被仰付拜領物をも仕式奉候於朝廷之間式參於縉紳之後其餘冥加身に餘り難有儀も被仰付者之今更就拷問下郎之土足にも掛り候は奉對天朝奉恐入候次第且於臣之身も愧敷斯汚穢之身に而は乍恐太守様御申譯不被爲在候處御斷申上候筋難相立輕重本末推考仕二月四日之夜前文爲御斷觸碎眉間于柱謹而遂一死申候へとも誤而不死不食十日餘其後尙數十日穀食不下咽臥病復間不幸而失此三大機會究必死之力不見日本之武威加於地球内不拜御成德之風垂於天下後世獨奉拜觀皇威弘張思過半之功遂爲今日之形勢矣一念忽滿溢不能自制廼曰夫五夷雖賤強敵に罷在候へは海内一致人々和平之力に無御座候は拒絶攘除難相成長州割據に相成候は差寄兄弟爭鬪禍起蕭牆之中大事之前大事に御座候間何卒於京師大佛御引拂以前之御功業を被思召上賞疑惟重罪疑惟輕難相濟御不都合も可被爲在候へとも非常出格之御時節柄畢竟皇威廢墮御憤激之御過に而其實愛君憂國勤

王大義之御誠心より被爲出候御儀に御座候間何卒被爲取御心被爲捨其御過罪因候御列數度御上言之通先簡易直入早々平均仕候様被遊度は中策に於當世的當諸人□服仕候至其上策候は公平正大上下各其處最上之論に御座候得共諸侯に於は凝碍之處可爲在乍恐幸嚮に關東へ奉勸置候儀に御座候へは如何とか御模様も可被爲在至下策候は天下之御爲に相成不申御用被遊間敷奉存候下策は長州伐征に御座候夫王者以四海爲己子故其舉事也順於民之心任於天下之望今長州順於民之心任於天下之望今果曰伐之乎果不曰伐之則果伐之是私兵也非王者之兵也王者而用私兵可乎故曰長州征伐下策也夫長州は本正義之國に御座候得は過以其道治之難事有御座間敷奉存候夫一家之混雜一家に於不齊一國に於可治一國之混雜一國に於不治天下に於可平天下之混雜天下に於不平衆力に於可平偶因候御列被爲在候得共御誠意不貫徹滔々天下皆走時勢一不知所歸殘念之次第に御座候是偏黨なり大和行幸之儀因候御列御同意には

無御座候得共其事錯雜御辨析十八日にも御詰其後打續彼是御論判御座候間一家一穴に成一家齊一國一穴に成一國治天下一穴に成天下平偏黨一穴に成偏黨平取扱不與人圖不與衆議偏黨之嫌疑自然に有之癢所に手届不申無故事に無御座候故於今日は其人豈に御肝要に於有祿位有土地有人馬て十八日之事に無御拘當今之事に被爲與上下御受宜敷大諸侯に無御座候は被相行申間敷此大諸侯舉天下奉御當家様時難得機會易失何卒被爲順萬民之心被爲任天下之望其規模之大如羽柴氏勤王大義如楠氏堂々肥之後州古者菊池氏今者御當家様と奉仰候様進賢人退小人鄙論不參錯於御左右御處置不掣肘於時勢一國一體渾然投沒被爲持非常之御英斷掃攘外夷解萬民土炭之患苦輝日本武威於地球内使被悉皆馴服皇威弘張

王業復舊置皇國於泰山之安以奉慰

叡慮二者基本自御國立垂御國之御盛德於天下後世古今之間不獨使三氏縱